

# 副本

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原 告 (閲覧制限)ほか13名

被 告 国

## 準備書面(5)

令和3年8月19日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

### 被告指定代理人

清 平 昌 大

本 村 行 広

君 塚 知 弥 子

吉 木 智 宏

倉 重 龍 輔(代)

志 田 智 之

高 橋 あ ゆ み(代)

横 山 智 宏

生 部 雅 敏(代)

山 本 勇 治(代)

被告は、本準備書面において、原告らの令和3年5月26日付け準備書面(3)ないし(5)(以下、これらの書面を順に「原告準備書面(3)」、「原告準備書面(4)」、「原告準備書面(5)」という。)に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語などについては、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

**第1 「行政のHPにおいて、『配偶者から子を取り上げること』や『配偶者と子の交流を制限すること』が『ドメスティック・バイオレンス(DV)の「暴力」に該当する違法行為である』『してはいけない行為である』と記載されていること」に係る原告らの主張が失当であること（原告準備書面(3)3ないし37ページ）**

### 1 原告らの主張

原告らは、「政府や地方公共団体のHPにおいて、（中略）『配偶者から子を取り上げること』や『配偶者と子の交流を制限すること』が『ドメスティック・バイオレンス(DV)の「暴力」に該当する違法行為である』『してはいけない行為である』と記載されている。」にもかかわらず、それを禁止し、防ぐための刑事法、民事法、手続法が何も存在していないから、国会議員が法律を制定すべきことが明白であるにもかからわらず、その立法義務を怠っている旨主張する（原告準備書面(3)36及び37ページ）。

### 2 原告らの主張が失当であること

原告らが引用する各ホームページの記載は、原告らの主張する「子の連れ去り」についての法的評価などに関する政府などの法的見解を明らかにしたものではなく、原告らのいう「子の連れ去り」について、被告が立法義務を負うことの法的根拠にはならない。原告らの主張は、論理に飛躍があるといわざるを得ず、失当である。

**第2 「令和3年2月10日に上川法務大臣が法制審議会に『離婚後共同親権、面会交流』について諮問したことなど」に係る原告らの主張には理由がないこと  
(原告準備書面(3)37及び38ページ)**

**1 原告らの主張**

原告らは、①「令和3年2月10日に上川法務大臣は法制審議会に『離婚後共同親権、面会交流』について諮問を行」い、その諮問について「『親子の引き離しが起きないような制度の構築に向け、各省連携した抜本的な対応が求められている。』と指摘されている」ことや(原告準備書面(3)37ページ)、②同年3月3日の予算委員会において、真山勇一参議院議員の提言に対して菅首相が、「『(連れ去り問題については)私自身も承知して、憂慮している。今後子どもの利益を始め、幅広い観点から検討したい。まずは法制審の検討を見守りたい。』」と答弁したことは、「『子どもを連れ去ること』が他方配偶者との権利を侵害する行為であることや、『親子の引き離しが起きないような法律制度の構築』が必要であることについて、政府と国会(国會議員)の共通の認識となっていることを意味して」おり、それにもかかわらず、それを禁止し、防ぐための刑事法、民事法、手続法が何も存在していないから、国會議員は法律を制定すべきことが明白であるにもかからわらず、その立法義務を怠っている旨主張する(同37及び38ページ)。

**2 原告らの主張に理由がないこと**

**(1) 法制審議会に対する諮問は「子の連れ去り」を一律に違法とするとの実体的な規律を設けることを前提としたものではないこと**

令和3年2月10日に「離婚及びこれに関連する家族法制の見直しに関する諮問第113号」が法制審議会に諮問されているものの、同諮問は、「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われる所以、その要綱を示された

い。」（乙第8号証）というものであって、原告らのいう「子の連れ去り」を一律に違法とするとの実体的な規律を設けることを前提としているわけではない。

また、原告らが引用するインターネット上の記事は、正確には、「また、単独親権制度による親子の引き離しで精神的苦痛を受けたなどとして国家賠償請求訴訟が起きており（括弧内省略）、親子の引き離しが起きないような制度の構築に向け、各省連携した抜本的な対応が求められている。」（甲A 119）というものであり、訴訟が起きていることに関する当該記事の筆者の意見を述べるものにすぎず、「『親子の引き離しが起きないような法律制度の構築』が必要であることについて、政府と国会（国會議員）の共通の認識となっている」という原告らの主張の根拠たり得ない。

したがって、法制審議会への諮問等を根拠に立法不作為の違法をいう前記1の原告らの主張には理由がない

## (2) 原告らの主張は菅内閣総理大臣の答弁を正解したものではないこと

令和3年3月3日の予算委員会における、真山勇一参議院議員の提言に対する菅内閣総理大臣の答弁は、正確には、「離婚に伴い子供と会えなくなつた親や、一方の親に会えなくなった子供たちがつらい思いをすることがあることは理解しております。こうした中で、離婚に伴う親子の交流の問題については、（中略）昨年の実は政府の骨太方針、ここの中で、安全、安心な面会交流のため具体策を検討する、こうしたものを入れさせていただきました。父母の離婚に伴う子供の養育に関する法制度の見直しについては、先月、法務大臣が法制審議会に諮問したところであり、今後子供の利益を始め幅広い観点から検討されることになる、このように承知しています。まずは、この法制審議会の、審査会の検討を見守りたい。こうした問題が多くあることを私自身も承知をして、憂慮しています。」（甲A 121）というものであり、離婚に伴う親子の交流の問題について述べた上で、こうした問題が多く

あることを憂慮している旨を述べているのであって、原告らが指摘するように「(連れ去り問題については〔傍点は引用者による。以下同じ。〕) 私自身も承知して、憂慮している。今後子どもの利益を始め、幅広い観点から検討したい。まずは法制審の検討を見守りたい。」とは述べていない。

よって、原告らの前記1の主張は、菅内閣総理大臣の答弁を正解せず、誤った理解を根拠に立法不作為の違法をいうものであって、理由がない。

### 第3 東京地裁令和3年2月17日判決に係る原告らの主張には理由がないこと (原告準備書面(3)・39ページ、原告準備書面(4)5ないし7、9、13ないし17ページ)

#### 1 原告らの主張

(1) 原告らは、東京地裁令和3年2月17日判決(甲A122 [LLI/DB・判例秘書登載])。以下「東京地裁令和3年判決」という。)を引用しつつ、「『親と子との養育という人格的な利益』は、『親にとっても、子にとっても、当然に失われるものではなく、また、失われるべきものでもない。』という性質を有する」とした上で、「『子の連れ去り』により、他方配偶者と子のそれぞれにとって、『当然に失われるものではなく、また、失われるべきものでもない。』『親と子との養育という人格的な利益』が失われることは明白である。」にもかかわらず、それを禁止し、防ぐための刑事法、民事法、手続法が何も存在していないから、国会議員は法律を制定すべきことは明白であるにもかからわらず、その立法義務を怠っている旨主張する(原告準備書面(3)39及び40ページ)。

(2) また、原告らは、同様に東京地裁令和3年判決を引用しつつ、「親が子を養育することが、親にとっても、子にとっても、それぞれ人格的利益として保障されており、そのような意味において、親の子に対する教育権が人格的な利益であることは明白である。」(原告準備書面(4)7ページ)、「父と母と

の間で子の連れ去りが行われて、人格的利益である親が子を養育する権利が損なわれ、その人格的利益の発現である親と子の面会交流権が損なわれるることは、憲法14条1項や憲法24条2項が規定する法の下の平等に反する事態であることは明白なのである」（同16ページ）、「『子が連れ去られたことで受ける不利益は、子を連れ去られた親が受ける不利益と不可分一体なもの』であることは明白である。」（同17ページ）旨主張する。

## 2 原告らの主張には理由がないこと

### (1) 東京地裁令和3年判決においても、原告らの主張する人格的利益は憲法上の権利とは認められていないこと

原告らの指摘する東京地裁令和3年判決は、配偶者との離婚訴訟において子の親権者と定められなかつた原告が、裁判上の離婚の場合に裁判所が父母の一方を親権者と定める民法819条2項の規定が憲法13条等に違反することは明白であるから、同項を改廃する立法措置をとらない立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法であるとして、損害金などの支払を求めた事案に係るものであるところ、同判決は、親権が憲法13条で保障されるとする原告の主張について、「親権は、あくまでも子のための利他的な権限であり、その行使をするか否かについての自由がない特殊な法的な地位であるといわざるを得ず、憲法が定める他の人権、とりわけいわゆる精神的自由権とは本質を異にするというべきである。また、親権を、その行使を受ける子の側から検討をしても、子は、親権の法的性質をどのように考えようとも、親による親権の行使に対する受け手の側にとどまらざるを得ず、憲法上はもちろん、民法上も、子が親に対し、具体的にいかなる権利を有するかも詳らかでないから、子において、原告が主張するような、父母の共同親権の下で養育される権利、ひいては成人するまで父母と同様に触れ合いながら精神的に成長する権利を有するものとは解されず、親権の特殊性についての上記判断を左右するものではない。そうすると、このような特質を有する親権が、憲法13

条で保障されていると解することは甚だ困難である。」と判示した上で、「親である父又は母による子の養育は、子にとってはもちろん、親にどつても、子に対する単なる養育義務の反射的な効果ではなく、独自の意義を有すものということができ、そのような意味で、子が親から養育を受け、又はこれをすることについてそれぞれ人格的な利益を有すということができる。」と判示している。

しかしながら、仮に親と子において東京地裁令和3年判決が判示するよう、又はそれに類する人格的な利益があるとしても、同判決は、当該親と子の人格的な利益について、「親権の帰属及び行使がそれに関連しているからといって、親権が憲法13条で保障されていると解することが甚だ困難であるという（中略）判断を左右するものではない。」とした上で、その人格的な利益に対する一定の範囲での制約について、「我が国の憲法上の解釈としては、（中略）憲法24条2項の『婚姻及び家族に関するその他の事項』に当たる、親権制度に関する具体的な法制度を構築する際に考慮されるべき要素の一つとなり、国会に与えられた裁量権の限界を画すものと位置付けるのが相当である。」と判示しているから、そのような人格的な利益は、憲法24条2項が規定する「婚姻及び家族に関するその他の事項」としての親権制度に関する具体的な法制度を構築する際に考慮されるべき要素の一つであるとするにとどまり、憲法13条などにより憲法上の権利又は利益として保障されているとする趣旨ではないと解される（なお、最高裁平成27年12月16日大法廷判決〔民集69巻8号2586ページ〕について、人格権の一内容として憲法上保障された人権として認められない様々な権利や利益、実質的平等の観点等を、憲法24条2項の「婚姻及び家族に関するその他の事項」に係る具体的な法制度を構築する上での立法裁量に限定的な指針を与えるものとして検討すべきとするものと理解するものとして、畠佳秀「最高裁判所判例解説民事篇平成27年度（下）」754ページ。）。

よって、仮に「子の連れ去り」により「親と子との養育という人格的な利益」の一部が失われることがあるとしても、その一事をもって、それを禁止する立法の不作為が違憲であるとする前記1(1)の原告らの主張には理由がない。

(2) 「子の連れ去り」により、父母間で「親が子を養育する権利」等につき、法の下の平等に反する事態が生ずることが明白であるとはいえないこと

前記(1)のとおり、「子が親から養育を受け、又はこれをすることについて」の「人格的な利益」は、憲法上保障された権利であるとは認められず、被告準備書面(3)4ないし8ページで述べたとおり、原告らの主張する親の教育の自由（教育権）及び面会交流権は憲法上保障された権利であるとは認められない。

また、原告らは、「憲法14条1項や憲法24条2項が規定する法の下の平等に反する」と主張するが、原告らのいう「子の連れ去り」を一般的一律に違法とする立法が存在しないことにより、どのような者の間において、いかなる区別が生じるのかについて何ら具体的に主張していない。

よって、前記1(2)の原告らの主張によつても、上記立法不作為が憲法14条1項及び同24条2項に違反することが明白とはいせず、原告らの主張は失当である。

**第4 「児童相談所による一時保護について、親と子どもの両方の手続保障の観点からの法改正が検討されていることを踏まえると、一方親による子どもの連れ去りについても、他方親と子どもの両方の手続保障の観点からの法改正が必要であることは明白である」との原告らの主張（原告準備書面(5)1ないし4ページ）には理由がないこと**

## 1 原告らの主張

原告らは、「児童相談所による一時保護について、厚生労働省は、令和3年

4月14日に、開始時点からの新たな司法審査を導入する方向で、近く法務省・最高裁と協議する方針を固め」、「審査主体や対象範囲、必要資料などを実務者間で話し合うこととなっており、「厚生労働省の検討会は、子どもが親元を離れ児童擁護（ママ）施設などで生活をすることを決める前に児童相談所があらかじめ子どもの意見を聞くことを法律で義務化し、子どもが意見を表明できる権利を保障すべきだとする提言をまとめ」（原告準備書面（5）1及び2ページ）、「厚生労働省は、この提言を踏まえて、令和4年の通常国会に児童福祉法の改正案を提出する方針である。」として（同3ページ）、このような「児童相談所の一時保護についての法改正の動きに照らすと、国会（国會議員）が、子どもを連れ去られる親の権利と連れ去られる親の権利を保護するための実体法（刑事法、民事法）及び手続法（手続保障規定）を保障する立法義務を負っていることは明白である。」旨主張する（同4ページ）。

## 2 原告らの主張には理由がないこと

（1）一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る等のため、都道府県知事等の行政機関が一時的に保護者等から子を分離するものであること

児童福祉法3条の2は、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者的心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」と定める。

また、同法33条1項は、「児童相談所長は、必要があると認めるときは、（中略）児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保

護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」と定め、同条2項も、都道府県知事が、同様の要件及び目的の下に、児童相談所長をして、一時保護を行わせることができることなどを定める。

一時保護とは、棄児、被虐待児童、触法少年等を緊急に保護し、児童の処遇の方針を決定するために行動の観察などをするもので、①棄児や家出をした児童などで、現に適当な保護者や宿所がないため、その児童を緊急に保護する必要のあるとき、②虐待などにより、その児童を保護者から一時的に引き離して保護する必要のあるとき（特に、被虐待児童の保護には一時保護の積極的活用が求められる。）、③児童が自己又は他人の生命・身体・財産等を害し、又は害するおそれのあるとき、④一定の重大事件に係る触法少年と思料することなどのため警察から通告のあった児童又は送致のあった少年を保護するときなどに、児童や少年を緊急に保護するなどの機能を有している（乙第9号証・平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知「一時保護ガイドラインについて」、乙第10号証・桑原洋子ら編著「実務注釈児童福祉法」204及び205ページ並びに磯谷文明ら編著「実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法」385ないし387ページ参照、乙第11号証・磯谷文明ら編著「実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法」385ないし387ページ）。

(2) 児童福祉法に基づき行政機関が強制的に親権者等から子を分離する一時保護において想定される状況と親権者間における「子の連れ去り」の状況とは異なり、一時保護の手続に関する同法改正の議論は「子の連れ去り」に係る立法不作為の違法を根拠付けるものではないこと

前記(1)のとおり、児童福祉法は、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合に必要な措置を講じることを国又は地方公共団体の責務とし、都道府県知事又は児童相談所長がその判断により必要があると認める場合には、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る目的などに

基づいて、一時的に親権者などから子を分離し、児童を一時保護所などで保護することを認めている。

このように、一時保護は、児童の保護の観点から緊急性が認められる場合などに、強制的に親権者などから子を分離するものであり、行政機関による児童又は親権者などに対する権利制約等が問題となり得ることから、行政機関の適切な権限行使を担保するなどの方策として、一時保護の判断に対する司法の関与を導入すべきであるとの指摘が存するところである。

これに対し、原告らのいう「子の連れ去り」は、離婚前に、父母の一方が他方の同意を得ないで子どもを連れて転居するという、相互に親権を有する者同士の家庭内における紛争の場面をいうものと解されるところ、上記のように児童福祉法によって行政機関である国などが措置を講じるべき場面や、同じく行政機関である都道府県知事などにより強制的に行われる一時保護の場面とは、想定される状況が全く異なる。

加えて、児童福祉法の改正が予定されているとの原告らの主張を前提にしても、その内容は、行政機関を主体とする一時保護に係る手続についての改正であり、他方で、原告らが被告の立法義務として主張する内容は、「子の連れ去り」を一般的一律に違法とするとの実体的な規律を含むものであって、両者は、その性質を全く異にするものである。

以上のとおり、児童福祉法による一時保護と原告らのいう「子の連れ去り」は、想定される状況が全く異なる上、児童福祉法の改正内容と原告らが主張する被告の立法義務の内容は、全く性質を異にするものであって関連性がないから、児童福祉法による一時保護について法改正が議論されていることが、原告らのいう「子の連れ去り」について、被告が立法義務を負うことの根拠となるものではない。

よって、原告らの前記1の主張には理由がない。

以上

副 本

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原 告 (閲覧制限)ほか13名

被 告 国

証拠説明書(4)

令和3年8月19日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

被告指定代理人	清	平	昌	太
	本	村	行	廣
君	塚	知	弥	子
吉	木	智	宏	三
倉	重	龍	輔	代
志	田	智	之	代
高	橋	あ	ゆ	み
横	山	智	宏	三
生	部	雅	敏	代
山	本	勇	治	代

略語等は、準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原本・ 写しの別	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 8	離婚及びこれに関連する 家族法制の見直しに関する 諮詢第113号 (法務大臣)	写し	令和3年2月10日	諮詢第113号は、「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」というものであって、原告らのいう「子の連れ去り」を一律に違法とするとの実体的な規律を設けることを前提とした諮詢をしているわけではないこと
乙 9	厚生労働省子ども家庭局長通知「一時保護ガイドラインについて」 (平成30年7月6日子発0706第4号)	写し	平成30年7月6日	一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る等のため、都道府県知事等の行政機関が一時的に保護者等から子を分離すること
乙 10	実務注釈 児童福祉法 (抜粋) (桑原洋子ほか)	写し	平成10年11月30日	一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る等のため、都道府県知事等の行政機関が一時的に保護者等から子を分離すること
乙 11	実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法 (抜粋) (磯谷文明ほか)	写し	令和2年12月25日	一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る等のため、都道府県知事等の行政機関が一時的に保護者等から子を分離すること

法制審議会第189回会議配布資料 民2

## 離婚及びこれに関連する 家族法制の見直し

諮詢 第百十三号

父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関する制度に関する規定等を見直す必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。

# 乙第9号証

子発0706第4号  
平成30年7月6日

各〔都道府県知事  
指定都市市長〕殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

## 一時保護ガイドラインについて

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定めるほか、一時保護を含む基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号)において具体的に示しているところである。

現状において、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示すものとして、今般、児童相談所運営指針の一時保護に関する記載を削り、別添のとおり一時保護ガイドラインを作成したので、内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

## (別添)

# 一時保護ガイドライン

### I ガイドラインの目的

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものである。しかしながら、子どもの安全確保のみならず、権利擁護も図られる必要があることに加え、子どもの安全確保に重きが置かれ、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分できていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。

このため、一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行うことが重要である。

平成 28 年 6 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。)により、子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るために、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。

また、平成 28 年児童福祉法等改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」(平成 29 年 8 月 2 日)においては、平成 28 年児童福祉法等改正法の基本的な考え方を踏まえ、一時保護の見直しの必要性が提示された。

このような一時保護は子どもの最善の利益を守るために、子どもを一時的にその養育環境から離すものであるが、そうした中でも、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。本ガイドラインは、現状において、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示すものである。

なお、本ガイドラインに記載されていることにとどまらず、一時保護において子どもの状況等に最も適した環境等で生活やケアの質が確保され、子どもの最善の利益が図られるという観点から、また、「「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について」(平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局長通知)でお示しした、児童虐待防止対策の強化に向

けた更なる対応の検討結果等も含め、不斷の見直しを進め、今後も一時保護の改善のため必要な内容を本ガイドラインに盛り込んでいくこととする。

## II 一時保護の目的と性格

### 1 一時保護の目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が必要と認める場合には、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを都道府県等が設置する一時保護施設（以下「一時保護所」という。）に保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者（機関、法人、私人）に一時保護を委託する（以下「委託一時保護」という。）ことができる。一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要がある。

なお、虐待等を受けた子どもの一時保護については、本ガイドラインに定めるほか、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（平成 9 年 6 月 20 日付け児発第 434 号厚生省児童家庭局長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（平成 11 年 3 月 29 日付け児企発第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）による。また、各都道府県等において、本ガイドライン等を踏まえ、一時保護の詳細について、具体的な要領を定めることが適当である。

### 2 一時保護の在り方

一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護による子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に、生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間となる。

また、子どもにとってもこの期間は自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する意義がある期間であり、そのための環境を整えるとともに、子どもの生活等に関する今後の方針に子どもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行うことが必要となる。

一時保護においては、こうした目的を達成するとともに、子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

一時保護の多くは、子どもを一時的にその養育環境から離す行為であり、子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うも

のである。子どもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。

加えて、一時保護が必要な子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、一時保護に際しては、こうした一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保し、子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮を入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要となる。

支援に当たっては常に子どもの権利擁護に留意し、身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない。

なお、一時保護における子どもに対する支援の詳細については、「V 一時保護生活における子どもへのケア・アセスメント」を参照する。

#### (1) 一時保護の強行性

一時保護や里親等への委託又は児童福祉施設等への措置に移行する場合などのソーシャルワークの提供においては、常に子どもの意見を尊重することが求められる。こうした支援に対して、子どもが否定的な意見を持つ場合も少なくないが、その際には、関係機関が子どもの意向に沿わない判断をした理由を提示し、子どもの納得が得られるよう、尽力しなければならない。

一方で子どもの安全確保のため必要と認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行う。なお、子どもが保護を求めているにも関わらず、保護者が保護を拒否するなど、保護者の同意が得られない場合も同様である。これは、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な支援を行うまでの短期間のことであること等から認められているものである。

特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、子どもや保護者の同意がなくとも、子どもの安全確保が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきである。

また、現に一時保護を行っている子どもが無断外出した場合において安全確保のため必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なくても再び保護することができる。ただし、この場合においても、子どもや保護者の同意を得るよう努める。

一時保護は行政処分であり、保護者等は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条（児童相談所長又は都道府県知事等が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求）に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、同法第82条

第1項により保護者に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。また、同法第82条第2項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てしたい旨の申出があった場合には、不服申立ての方法等について教示しなければならない。

## (2) 一時保護の機能

一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントである。これらは、あくまで機能が異なるだけであり、両者が時期的に並行することもある。一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

一時保護の機能として、このほか、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不適当であると判断される場合などに活用する短期入所指導がある。短期入所指導は、アセスメントに連続する機能としても考えられる。こうした機能については、治療やレスパイトケアができる施設を活用することも含めて検討することが必要である。

### ア 緊急保護の在り方

緊急保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりである。

- ・棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ・虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を受けた子どもについて法第27条第1項第3号の措置（法第28条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。）
- ・子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合
- ・一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

子どもの安全を確保するための閉鎖的環境（一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。）で保護する期間は、子どもの権利擁護の観点から、子どもの安全確保のために要す

る必要最小限とし、開放的環境（閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。以下同じ。）においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討する。子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討した上で児童相談所長が決定し、その内容を記録に留めるとともに、その必要性や見通し等を子ども及び保護者に説明する。この検討の際、あわせてソーシャルワークの進行状況等も確認し、進行管理を行う。

#### イ アセスメントのための一時保護の在り方

アセスメントのための一時保護（以下「アセスメント保護」という。）は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。これには、既に里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合を含む。

アセスメント保護では、子どもの状況等を踏まえ、子どもの状況等に適した環境でアセスメントを行うことが必要である。

アセスメント保護は、子どもの安全確保を目的とした緊急保護後に引き続いて又は緊急保護と並行して行われるものと、緊急保護ではないが、家庭環境や児童福祉施設等における養育環境から離れた環境下で、アセスメントを行う必要があるものとに分けられる。

なお、アセスメント保護においても閉鎖的環境が子どもの安全確保のために必要な場合には、閉鎖的環境において行なうことが想定される。

また、アセスメント保護は、計画的に行い、アセスメントに要する期間を保護者に伝えることが望ましい。

児童相談所において、子どもの援助指針（援助方針）を立てるに当たっては、児童福祉司、相談員等により行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の職員（委託している場合には委託先の職員）による行動診断、その他の診断（理学療法士によるもの等）を基に、これらの者の協議により総合的なアセスメントを行う。

一時保護所においては、援助指針（援助方針）を定めるため、子どもと定期的に面談すること等を含め、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行うほか、こうした総合的なアセスメントを実施するため、児童相談所や関係機関との調整等を行う。

また、一時保護している子どもは、パニックを起こすことや、自傷・他害などの行為を行う場合があるが、こうした行動は、生育歴や被虐待

体験による心理的な影響など様々な背景があると考えられる。一時保護においては、治療的ケアを行う中で、こうした行動にある背景などについて、アセスメントを行い、援助指針（援助方針）へ反映し、その後の支援につなげていくことが重要な役割となる。

### 3. 子どもの権利擁護

#### (1) 権利擁護

一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であり、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法（職員への相談、意見表明できること、権利侵害の際の届出、不服申立ての方法等）に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行う。その際、子どもの年齢に応じて理解できるような冊子を用意しておき、常に子どもが閲覧できるようにしておくことも考えられる。

また、一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮が必要である。具体的には、まずは職員との適切な関わりの中で意見が表明されなければならないが、子どもにとっては言いにくいこともあるため、誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることのできる箱を用意するといった意見や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置、あらかじめ子どもに意見を書き込める用紙を手渡すなど、子どもの意見をくみ上げる方法を探ることが考えられる。このほか、その他の相談窓口等があれば、相談先を子どもたちに提示するなどして、子どもが相談しやすい体制を整えることも考えられる。

また、退所していく子どもたちにアンケートを行うなど、子どもの意見を尊重して、一時保護所やそれを行う施設等の向上を図ることも必要である。

さらに、児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が、一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましい。こうした仕組みの検討に当たっては、児童相談所の弁護士等も含めて検討することが考えられる。

#### (2) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う。ただし、一人の子どものために、必要なない子どもまで権利が制限されることのないよう、個々に判断することが原則である。

外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。

無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動の自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。

子ども（一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもを含む。）に対して行い得る行動自由の制限の程度は、自由に入り出のできない建物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体の自由を直接的に拘束すること、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室に置くことはできない。

行動自由の制限については本ガイドラインに定めるほか、「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」（昭和25年7月31日付け児発第505号厚生省児童家庭局長通知）及び「児童福祉法と少年法の関係について」（昭和24年6月15日付け発児第72号厚生事務次官通知）による。

外出、通信、面会等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明するとともに、記録に留める。子どもがその制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるようにする努力が求められる。

なお、行動自由の制限と保護者との面会交流制限については、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留めておく。

### （3）被措置児童等虐待の防止について

平成20年12月3日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号）において、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、法第33条の10で、被措置児童等虐待の定義を定め、法第33条の11で一時保護所を含めた施設職員等による被措置児童等虐待等その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為の禁止についても規定された。

一時保護中に暴力を受けるなどの被措置児童等虐待があつた場合に、すぐに職員に相談できることに加え、児童相談所、児童福祉審議会等に対して通告・届出ができるなどについて、あらかじめ子どもに説明する。

一時保護される子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされてたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、一時保護される場は温かい雰囲気で子どもが心から安心できる環境でなくてはならない。また、こういった子どもが信頼を寄せるべき立場の職員が保護中の子どもに対して虐待を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものである。

これらの状況を踏まえ、子どもの権利や被措置児童等虐待に関する職員研修の実施等の発生予防や組織運営面での配慮も含め、被措置児童等虐待の防止に努める必要がある。

万一職員による身体的苦痛や人格を辱める、暴言等の精神的苦痛を与える行為、子どもの権利が侵害される事態が生じたときは、被害を受けた子どもの心のケア等を行うとともに、児童相談所全体で、また必要に応じて都道府県等の児童相談所所管部局とも協議し、支援体制の見直しなど、再発防止に万全を期すことが必要である。

なお、被措置児童等虐待については、本ガイドラインに定めるほか、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成21年3月31日付け雇児福発第0331002号・障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

#### (4) 子ども同士の暴力等の防止

子ども同士で権利侵害がある場合には、あらかじめすぐに職員に相談することを伝えるとともに、すぐに対応できる体制を確保する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に日頃から留意しなければならない。

#### (5) 特別な配慮が必要な子ども

子どもの権利条約においては、子どもは等しく権利を有するとされ、更に障害を持っている子どもやその他のマイノリティーの子どもには特別に配慮しなければならないとされている。こうした子どもに対する権利が守られた一時保護先を確保し、あらかじめ入所方法、支援方法等について協議をしておく必要がある。

##### ア 障害を持った子どもや医療的ケアを必要とする子ども

子どもの保護ができる場を用意しておくこと、また、一時保護された子どもの食事制限や服薬について、十分な医学的アドバイスを受けられるようにしておく必要がある。

##### イ 文化、慣習、宗教等が異なる子ども

文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどは尊重して対応しなければならない。

##### ウ LGBT等、性的指向又は性自認に配慮が必要な子ども

子どもが自ら知らせず、一時保護されてから気付く場合もあり、十分な配慮が必要である。特に、男女の居住空間が分かれているような一時保護所や専用施設ではあらかじめどのように対応するかを検討してお

く必要がある。

#### 4 一時保護の環境及び体制整備等

一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。

この際、一人一人の子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境を整えることが必要であるとともに、一時保護を行う場は、代替養育の場という性格も有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものである。そのため、一時保護を行う場においては、個別的な対応ができるようにするほか、閉鎖的環境での一時保護だけでなく、開放的環境における対応もできるよう、一時保護所内で開放的環境を確保する、委託一時保護を活用するなど地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましい。閉鎖的な一時保護所についても、個室の整備や活用によって、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制を整備すべきである。一方で、地域によっては一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態が見られ、またこうした様々な背景等を有する子どもを同一の空間で支援することが一時保護所の問題として指摘されている。

このため、一時保護については、

- ・ 必要な一時保護に対応できる定員設定を行い、整備すること
- ・ 里親、児童福祉施設、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な支援を確保すること
- ・ 管轄する一時保護所（複数ある場合には全ての一時保護所）における適切な支援の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所の協力を仰ぐといった広域的な対応を行うこと

に努めることが重要である。

児童相談所は、一時保護所に虐待を受けた子どもと非行の子どもを共同で生活させないことを理由に、非行の子どもの身柄の引継ぎを拒否することはできない。

児童相談所においては、こうした体制整備により、混合での支援等を回避し、全ての子どもに適切な支援を行うことが必要である。

また、開放的環境において子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの地域での生活を可能な限り保障するため、子どもの意見も聞きながら子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう里親家庭や一時保護専用

施設など一時保護の場の地域分散化などを進めることが望ましい。また、保育所や幼稚園、児童発達支援センターに通所している乳幼児の場合も、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮すべきである。ただし、学校等への通学等が子どもの利益に反し、子どもが望まない場合は子どもの利益を優先して判断する。

なお、施設への一時保護委託においては、措置により入所している子どもと一緒に保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮する必要がある。このため、児童福祉施設等への委託一時保護は、一時保護専用施設を整備することなどにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましい。

また、一時保護専用施設の運営にあたっては、「一時保護実施特別加算費」（「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知参照））を積極的に活用し、適切な一時保護の実施に努める。

さらに、一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護については、当該子どもの心理・行動面での問題の重篤性、一時保護中の他の子どもへの影響、当該子どものプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠であることから、当該児童相談所の職員だけで対応する事が困難な場合も想定される。このような児童相談所にあっては、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておく必要があるので、主管部局が中心となって主管部局等の職員、他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備する。

なお、警察の下にある子どもについて通告が行われた場合、こうした委託一時保護や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えられる。

こうした警察が行う一時保護の取扱いについては、警察庁生活安全局少年課より、平成13年3月8日付け警察庁丁少発第33号通知により、各都道府県警察本部等宛てに通知されているので留意する。

## 5 一時保護の手続

### (1) 一時保護の開始の手続

一時保護の決定は受理会議等において検討し、児童相談所長が行う。緊急の場合においても臨時の受理会議等を開いて検討する。

一時保護の開始については、一時保護部門と密接に連絡を取って相談・指導部門が行う。また、措置部門、判定・指導部門とも連絡を取り、健康

診断等の必要な事項が円滑に行われるよう配慮する。

一時保護の決定に当たっては、子どもの権利擁護の観点から子どもや保護者に一時保護の理由、目的、予定されるおおむねの期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行うことが望ましい。ただし、緊急保護の場合等子どもの安全確保等のため必要と認められる場合には保護者の同意は必須ではない。この場合にも、子どもへの説明は十分に行う必要がある。

一時保護中必要な日用品、着替え等を準備するよう保護者等に連絡する。

原則として一時保護前にワクチンの接種状況やアレルギーの有無等について保護者等からも聞き取りをして確認し、健康診断を受けさせ、集団生活をさせても差し支えないことを確認しておく。特に感染性疾患等に留意する。

緊急保護した場合は、速やかに健康診断を行うほか、必要があれば専門の医師の診察を受けさせる。一時保護前に健康診断を受けてきた子どもについても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、一時保護後必要に応じ医師の診察を受けさせる。

身体的外傷がある子どもについては、一時保護時に傷の状況を正確に把握し、記録する。

一時保護の必要を認めた子どもについては、次の事項を記載した一時保護児童票を作成する。

- ・子どもの住所、氏名、年齢
- ・事例担当者、事例の概要
- ・一時保護する理由、目的、予定、保護中に実施する事項
- ・子どもの性格、行動傾向、日常生活あるいは健康管理上注意しなければならない事項（子どもの疾病やアレルギー等を含む。）
- ・子どもの所持物

一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、一時保護を開始する理由となった具体的な事実の内容及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。

#### （別添1）

また、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、子どもの居所を明らかにしない。

なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意する。

## (2) 一時保護の継続の手続

### ア 一時保護の継続

一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされており（法第33条第3項及び第4項）、子どもの最善の利益を確保する観点からその要否を検討する必要がある。継続が必要な場合としては、例えば、

- ・ 家庭裁判所に対し法第28条の承認を申立て又は親権喪失等の審判を請求している場合
- ・ 2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子ども共に納得した支援や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合
- ・ 子どもを里親に委託する方向で、子どもと里親の交流や関係調整を進めているが、これらの調整に更に時間が必要な場合
- ・ 施設入所する方向の子どもであるが、当面の医療的なケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合

などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。

一時保護は、親権者等（親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の意に反しても行政の判断によって子どもを保護することができる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組みが必要であることから、平成29年6月21日に公布された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号。以下「平成29年児童福祉法等改正法」という。）により、2か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過することに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされた（法第33条第5項）。ただし、家庭裁判所に対して法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされている場合には、承認を得ることを要しない。（平成30年4月2日施行）

ここで、親権者等の意に反する場合とは、法第27条第4項の場合と

同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意を必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める（「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）第4章第6節1.（3）参照）。

なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、家庭裁判所の承認を得た上で継続する場合には、その結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。

#### イ 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

一時保護の期間が2か月を超えることが見込まれる場合には、今後の援助方針を説明した上で、親権者等から、2か月を超えて引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要がある。

この意向の確認は、書面により得ることが望ましいが、親権者等の意向を書面で確認できない場合等もあることから、口頭による親権者等の意向や親権者等への説明の状況等について記録する。

親権者等の意向に反する場合には2か月を超えて一時保護を継続するに当たり家庭裁判所の承認を得なければならないことから、実情に合わせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後40日程度までに意向を確認できるよう努める。

なお、一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられることから、一時保護の解除を行うことについては、特に慎重な判断を要する。

#### ウ 家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立て

親権者等の意に反し、かつ、法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされていない場合には、原則として一時保護開始又は継続から2か月ごとに（一時保護開始から2か月、4か月、6か月等経過する前。ただし、申立てに対する審判が一時保護開始又は継続から2か月を超えて確定した場合は、審判が確定した日から2か月ごと。）、その2か月が経過する前に、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、2か月が経過する直前に親権者等が同意を撤回するなど一時保護開始から2か月以内に承認を得ることができなかった場合には、例外的に、同意撤回後等、承認が必要であることが判明した後速やかに承認を得ることとする。

なお、家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立てに当たっては、必要に応じて、児童相談所に配置等されている弁護士が主体となって、適切に対応していくこととする。

(ア) 承認の位置付け

この承認（引き続き一時保護を行った後2か月を超えて一時保護を行おうとする際の承認を含む。）は家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法第234条から第238条までに基づき手続を行う。

(イ) 申立ての家庭裁判所及び家事手続案内

家事事件手続法第234条の規定に従い、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行う。

申立て後の迅速かつ適正な審理を期すため、申立てに先立って、申立予定日について家庭裁判所に連絡する。

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自府処理することも可能である（家事事件手続法第9条第1項ただし書）、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に引き続いての一時保護の承認に関する審判を申し立てることについて、一時保護先が探しられ、子どもの連れ戻し等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、他の家庭裁判所に自府処理を求める検討する。

(ウ) 申立ての提出書類

申立てに当たっては、家庭裁判所において適正かつ迅速な判断が可能となるように、必要かつ十分な情報を提供することが必要であり、このような観点から、申立書、証拠書類等を整理して提出することが求められる。

a 申立書

家事事件手続法第49条及び家事事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第8号）第37条第1項に基づき、申立ての趣旨及び理由を記入する。

詳細については、別添2を参考とする。

b 証拠書類

家事事件手続規則第37条第2項に基づき、申立書とともに証拠書類として、申立て事案の概要、一時保護に至った経緯、一時保護後の調査・支援の経過、子ども・保護者の状況・意向、一時保護継続の必要性等を明らかにする報告書を提出する。詳細については、別添3を参考とする。

このほか、客観的に一時保護に至った理由、引き続いての一時保護が必要な理由等を明らかにするため、事案に応じて、次のものを添付することが望ましい。

(a) 虐待等の状況を明らかにする写真（撮影者、日時、場所を記

載した写真撮影報告書) 等の資料

(b) 虐待等や子どもの身体的発育等に関する医師の診断書(必要に応じてカルテ、レントゲン写真等)、意見書等

(c) 保育園、幼稚園、学校の担任の面接録取書、学校照会書等

c 添付書類

添付書類としてのほか、以下の書類を添付する。

(a) 子どもの戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)

(b) 親権者(子どもと別戸籍の場合)、後見人、現に監護する者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)

(c) 都道府県知事又は児童相談所長の在職証明書の写し

(d) 委任状(手続代理人がいる場合)

d 申立書等の提出に当たっての留意事項

(a) 申立書等の記載

申立書及び報告書の写しは、裁判所によって原則として保護者に送付される。したがって、児童相談所としては、常に開示が原則という認識で裁判所提出資料を準備する必要がある。

(b) 記録の閲覧謄写

家事事件手続法においては、家庭裁判所は当事者については原則として記録の閲覧謄写を許可しなければならず、利害関係を疎明した第三者については、相当と認めるときに記録の閲覧謄写を許可することができる(家事事件手続法第47条)。保護者等に利害関係参加が認められると、保護者が申立書、提出書類等の記録の閲覧謄写の許可の申立てをした場合、家庭裁判所は、家事事件手続法第47条第4項の不許可事由がない限り許可することになる。

このため、保護者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ提出資料を整理する必要がある。具体的には、報告書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、閲覧謄写の対象とすべきではない部分をマスキングした上で資料を提出すること(この場合、マスキングした部分は審判の資料とならない。)等により対応することが考えられる。

また、保護者の閲覧謄写の対象とすべきでないが裁判所の審理において考慮してほしいと考える資料については、非開示の扱いを求めることが考えられる。具体的には、申立書及び報告書とは別に資料を作成し、資料ごとに、非開示を希望する理由が家事事件手続法第47条第4項のうちいずれに該当するかを

記載した「非開示の希望に関する申出書」を添付して提出する方法が考えられる。ただし、非開示を希望した場合であっても、家庭裁判所が家事事件手続法の不許可事由に該当するかを判断し、閲覧対象となるかを決めることになるため、なお閲覧贈写の可能性がある点に注意を要する。

#### (エ) 引き続いての一時保護の承認の申立ての際の留意事項

2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする際に行う本申立てについては、2か月以内に家庭裁判所において審理が行われることが想定されていることから、迅速な審理を行うため、保護者の意向を確認した時点で、保護者に対して、今後家庭裁判所による審理が行われることや、審理手続の概要（保護者に対して陳述の聴取が行われること等）について説明を行うことが望ましい。また、迅速な審理を行うため、申立ての時点で、家庭裁判所が判断するため必要な資料を提出することが求められる。その上でもなお、家庭裁判所から追加資料の求めがあった際には、できる限り速やかに対応する必要がある。

しかしながら、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から、一時保護開始から2か月が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や審判が出た場合であっても確定しない事態が発生することも考えられることから、児童相談所長又は都道府県知事等は、この申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるとき（2か月経過前に申立てをしたが、審判がなされていない場合、児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間（却下の審判の告知を受けた日から2週間）が満了していない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき）は、当該一時保護の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該一時保護を継続することができる（法第33条第6項）。

なお、承認の審判が出された場合、次の2か月はこの承認の審判の確定日から起算する（法第33条第7項）。

#### (オ) 家庭裁判所において申立てが却下された場合の取扱い

家庭裁判所において申立てを却下する審判（引き続いての一時保護を認めない判断）が出されたケースであっても、やむを得ない事情があるとき（この却下の審判について児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまで

の間) 又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間(却下の審判の告知を受けた日から2週間)が満了していない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき)は、引き続き当該一時保護を継続することができる(法第33条第6項ただし書)。ただし、確定していない下級審の審判とはいへ一時保護の期間の更新を不相当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、継続の要否については慎重に検討する必要がある。

### (3) 一時保護の解除

子どもの権利擁護の観点から一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除する。

一時保護から家庭復帰する子どもに対しては、一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、市町村子ども家庭総合支援拠点、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講ずる。この場合、一時保護中から、子どもの意向、子どもが家庭復帰するために必要な連携を保護者が十分理解出来るように説明するなどの働きかけ、保護者の家庭における養育環境や状況の改善を図りつつ、円滑な家庭復帰に向けた取組を行うことが適当である。

一時保護から里親委託や施設入所等へと移行する子どもに対しては、子どもの意見や気持ちを十分に聞くとともに、新たな養育場所に関する情報の提供、養育環境の変化に対する不安や家族との生活を失うことに対する悲しみなどの情緒的反応への手当て、そうした移行が必要であることを納得するための十分な説明、その後の子どもや家族に対する支援の見通しの提示など移行期における丁寧な支援が必要となる。また、里親や施設等に対し、アセスメント結果など子どもを支援するために必要な情報を積極的に共有する必要がある。

家出した子ども等を一時保護した場合、家出した背景要因を子ども本人から適切に聞き取り、保護者が判明した場合は、保護者等からも事情を聴取する等、必要な調査・判定を実施し、保護者による虐待がないこと等が確認され、保護者への引取りが適当と判断したときは、その子どもとの関係を確認の上引き渡す。

なお、保護者の居住地が他の児童相談所の管内であることが判明した場合の対応については、「児童相談所運営指針」第3章第2節のとおりである。

移送に当たって旅客鉄道株式会社(JR)、バス等を利用する場合は「被救護者旅客運賃割引証」等を発行する。これについては関連の旅客営業規

則等を参照する。

(4) 一時保護中の児童相談所長の権限

ア 親権者等のない子どもの場合

児童相談所長は、一時保護中の子どもで親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている(法第33条の2第1項)。

ここで親権を行う者のない場合は、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権行使する権限を有する者がない場合及び行方不明である場合などの事実上親権行使することが不可能な場合が想定される。

ただし、民法(明治29年法律第89号)第797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等の許可を得なければならない。

なお、養子縁組の承諾に係る手続については、「児童相談所運営指針」第4章第9節の3.(4)を参照する。

児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面としては、次のような場合が挙げられる。

- ・ 子どもに多額の財産があり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
- ・ 子どもに医療行為(精神科医療を含む。)が必要となり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合
- ・ 子どもが予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合

イ 親権者等のある子どもの場合

(ア) 児童相談所長による監護措置

児童相談所長は、一時保護中の子どもであって親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のため必要な措置を探ることができることとされ、この場合も、子どもの親権者等は、児童相談所長の探る措置を不当に妨げてはならないこととされている(法第33条の2第3項)。

この規定については、里親に委託されている子どもや児童福祉施設に入所中の子どもについては、里親や施設長が保護中の子どもの監護、教育及び懲戒に関して子どもの福祉のために必要な措置を探ることができることとされており(法第47条第2項)、従前から、一時保護中の子どもについても、一時保護の目的の範囲内で監護、教育及び懲戒に関して必要な措置を探ることが可能であると考えられ

たが、明文の根拠規定がなかったことから親権者が不当な主張をする等により対応に苦慮することが指摘されてきたことを受け、平成23年6月3日に公布された「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）による法の改正により、子どもの適切な保護のために明文化されたものである。これらの規定に基づき、児童相談所長は、自らが採る監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置を探ることができる。

この親権者等による不当な妨げの考え方、具体的な事例等については、「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照する。

#### （イ）子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要がある場合

児童相談所長による監護、教育及び懲戒に関する措置は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても探ることができることとされている（法第33条の2第4項）。

具体的には、一時保護中の子どもに緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、児童相談所長の判断により、医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意する。例えば、上記のように、児童相談所長は、自らが採る監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護等の措置を探ることができる。

また、親権者等の意に反した措置を探る場合であっても、できる限り親権者等から措置の必要性について理解を得られるよう努める。

なお、親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照する。

#### （5）子どもに関する面会、電話、文書等への対応

一時保護中の子どもに関する面会、電話、手紙等の文書等への対応については、その子どもの人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点から個別的な方針の下に行う必要がある。

保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権者等の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされている（「児童福祉法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和 36 年 6 月 30 日付け児発第 158 号厚生事務次官通達））。

また、一時保護が行われている場合において、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 12 条の規定により児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該子どもとの面会又は通信を制限することができるものとされている。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。

このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な支援が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第 10 条に準じた対応を依頼するのが適当である。

さらに、平成 29 年児童福祉法等改正法において、児童虐待防止法第 12 条の 4 の規定により、都道府県知事等又は児童相談所長は、一時保護が行われ、かつ、面会・通信の全部が制限されている場合において、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、子どもへのつきまと子どもの居場所付近でのはいかいの禁止を命令できるものとされた。（平成 30 年 4 月 2 日施行）

このため、子どもの福祉を最優先に考え、面会・通信の制限では不十分であり、特に必要があると判断した場合には、当該命令を行うことを検討する。

児童虐待防止法第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかか

わらず、当該保護者が子どもの引渡しを求めるごと、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該子どもについて当該施設入所等の措置を探ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、児童虐待防止法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。

#### (6) 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等

##### ア 子どもの所持物

一時保護した子どもの所持する物は、その性格によって、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物と、その他の物の2つに分けられるが、子どもの福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮する。

児童相談所長が警察署長に子どもの委託一時保護をした場合に、警察署から通告書に添えて送付してくるその子どもに関わる保管物も所持物に含まれる。

盗品、刃物類、子どもの性的興味を著しく誘発するような文書類等、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物については、法第33条の2の2第1項の規定に基づき、児童相談所長は「子どもの所持物」として保管することができる。これらの物については子どもの意思にかかわらず保管できるが、子どもの所有物である場合には、できる限り子どもの同意を得て保管する。なお、平成19年の少年法改正により、警察官の触法事件に関する調査手続が規定されたため、盗品等は証拠物として押収される可能性がある。この場合、これらの証拠物は警察が保管することとなることに留意が必要である。

衣類、雨具、玩具等一時保護中子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮する。特に、可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮する。また、子どもが所持する必要のない物については、入所時に保護者に返還することが望ましい。しかし、返還できない場合は、子どもの同意を得て、児童相談所長が保管する。

所持物の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ち

に警察に連絡する。

日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与する。

#### イ 所持物の保管

子どもの所持物は、紛失、盗難、破損等が生じないような設備に保管し、「子どもの所持物及び遺留物の保管台帳」に記載しておく。

法第33条の2の2第1項の規定により保管を決定した子どもの所持金は、普通地方公共団体の占有には属するが、その所有に属しない現金として管理する（地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第2項）。

所持物の保管業務については総務部門がこれを行う。ただし、子どもの同意を得て預かるその子どもの所持物（身の回り品等）については一時保護部門で保管することが適当である。

腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を保管することができる（法第33条の2の2第2項）。

#### ウ 所持物の返還

##### (ア) 子ども等に対する返還

保管物が子どもの所有物であるときは、一時保護を解除する際にその子どもに返還する。

子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物については、子どもの保護者等に返還することが適当である。

返還の際には受領書を徴する。

##### (イ) 返還請求権者に対する返還

保管物中、その子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな物については、これをその権利者に返還しなければならない（法第33条の2の2第3項）。

なお、アで記述しているが、警察官の調査の一環として証拠物を押収することもあることから、警察と協議の上、返還を決定する。

また、返還するに当たって、返還請求権を有する者であるか否かの決定は、返還請求人の申立て、被害事実に関する警察等の公証力のある資料等に基づいて慎重に行う。

正当な権利者と認められる場合は、当該請求者から返還請求書を求め、当該保管物を返還する。返還の際は返還請求人から受領書を徴する。

##### (ウ) 返還請求権者不明等の場合の手続

請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができ

ないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な事項を記して公告しなければならない（法第33条の2の2第4項）。

公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属する（法第33条の2の2第5項）。

## エ 所持物の移管

一時保護した子どもが他の都道府県等の児童相談所で一時保護中の子どもであることが判明して身柄を移送する場合、その子どもに係る保管物がある場合には、原則として次により対応する。

- ・子どもの所有物は、子どもの身柄と共に移管する。
- ・公告した物は移管しない。
- ・子どもの所有に属しない物でいまだ公告していないものは、原則として移管しない。ただし、移管した方が返還請求権を有する者の利益にかなうと判断される場合には、関係都道府県等において十分に協議し移管する。

## オ 子どもの遺留物の処分

### (ア) 子どもの遺留物

一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合は、これを保護者、親族又は相続人（以下「遺留物受領人」という。）に交付しなければならない（法第33条の3）。

### (イ) 処分の方法

遺留物は、盗品等他に返還請求権を有する者があると認められる物を除き、全てこれを遺留物受領人に交付する。

遺留物受領人が不明の場合は公告を行い、公告の申出期間内に申出がなければ、遺留物は都道府県等に帰属する。

腐敗し若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、売却してその代価を遺留物受領人に交付することも可能である。交付した際には受領書を徴する。

## カ 取扱い要領の作成

一時保護した子どもの所持物の保管、返還等については、本ガイドラインのほか関連法規、通知を十分参照の上、具体的な取扱い要領を都道府県等で定めることが適当である。

## (7) その他留意事項

一時保護した子どもに対して警察が質問等の調査をする場合もあると考えられるが、この場合には、法の趣旨を踏まえ、子どもに与える影響に鑑み子どもの心身の負担が過重なものとならないよう、子どもや保護者の意向を確認し、当該子どもの心身の状況に配慮した上で、可能な限り協力する。

具体的には事情聴取の時期、時間帯及び場所、聴取に要する時間、聴取時の接し方、児童福祉司などの児童相談所職員の立会い等について、警察と十分に調整を行い、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分留意した対応を行う。

### III 一時保護所の運営

#### 1 運営の基本的考え方

一時保護所においては、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行わなければならない。

家庭的環境等の中で束縛感を与えることなく、子どもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を保つよう留意する。このため、子どもが落ち着いて生活できるための施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も、また一時保護をする背景も虐待や非行など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意しつつ、こうした「混合処遇」の弊害の解消を行うため、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うなど、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めなければならない。また、子どもの行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、子どものニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを提供する必要がある。

なお、一時保護所の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用する。

一時保護所は児童相談所に付設若しくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準を準用する（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第35条）。

なお、職員配置については、同基準と同等以上とすることが望ましい。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第9条の3において、懲戒に係る権限の濫用が禁止されていること及び第14条の3において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないとされていることに留意し、適切に運営する。

一時保護所における一時保護業務は児童相談所の一時保護部門が担当するが、入退所時や入所中の調査、診断、支援等については、他の各部門との十分な連携の下に行う。

他の各部門との連携を図り、相談援助活動の一貫性を保つために、一時保護部門においても個々の子どもの担当者を決めておくことが適当である。

一時保護部門の職員は夜間を含め子どもと生活を共にすることとなるが、その数については子どもの数のほか子どもの状況も考慮し定める。場合によっては、他の部門の職員の協力を求める。

## 2 入所時の手続

一時保護の開始に当たっては、子どもの権利擁護の観点から、子ども向けのしおり等に子どもの権利について明記することや、子どもの権利ノートを配布することにより、子どもの権利や権利が侵害された時の解決方法について説明する。

担当者は必ず子どもや保護者等に面接し、入所中の生活、注意事項等を説明し、十分に理解させ気持ちを安定させる。

子どもの所持物の取扱いについては、Ⅱの5(6)を参照する。

子どもの健康診断等の取扱いについては、Ⅱの5(1)を参照する。

## 3 子どもの観察

担当者は、援助指針(援助方針)を定めるため、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行う。その場合種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

## 4 保護の内容

### (1) 一時保護所における生活

一時保護所の運営は、入所期間が短期間であること、子どもに年齢差や問題の違い等があること、子どもの入退所が頻繁であること等により計画的な運営には困難が多いが、子ども一人一人に合った支援を行う。

一日の過ごし方の例として、学齢児に対しては学習支援、未就学児に対しては保育を行う。スポーツ等レクリエーションのプログラムを組んだり、自由遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供する。また、夜尿等特別な支援や治療的ケアを必要とする子どもへの対応等にも配慮する。特に、入所時には子どもは精神的に不安定な状態になっている場合が多く、心理的ケアを行うなどにより、安定した生活を送れるよう配慮する。

個別対応しなければならない事例の場合、個別対応プログラムを作り対応する。

### (2) 生活面のケア

生活面のケアは、個々の子どもの状態に合わせて、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行うが、子どもたちが一時保護所での生活を通して徐々に生活習慣を身につくように支援することが重要である。

幼児に対する保育は、情緒の安定、基本的生活習慣の習得等に十分配慮して行う。

無断外出等の問題を有する子どもに対しては、その背景要因を丁寧に探り、その子どもが抱える問題解決を最優先にした上で、子どもの心に寄り添った生活面のケア及び必要な指導を行う。

#### (3) レクリエーション

入所している子どもの年齢を考慮の上、卓球、野球、バトミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、トランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮する。また、必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動等を実施することも子どもの安定化等に有効である。なお、これらのための道具、設備等の整備にも十分配慮する。

#### (4) 食事（間食を含む。）

一時保護所は他の施設と異なり、子どもの入退所が多いので、食事について特に配慮する。また、食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろん子どもの嗜好にも十分配慮し、あらかじめ一定期間の予定献立を作成し、温かい雰囲気の中で提供する。

入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事への配慮を行う。

食物アレルギー等については、アセスメントができていない子どもが突然入所することもあるため、特に配慮を要する。

栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に検便を実施する。

#### (5) 健康管理

子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、健康管理について配慮する。

毎朝、子どもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査を受けさせる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。

#### (6) 教育・学習支援

一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身についていない子どもなどがいる。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した

支援を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。このほか、職員派遣や教材提供などについて、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携し、一時保護所にいる子どもの学習支援が実施できる体制整備を図る。

また、特にやむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努める。

#### (7) 特別な配慮が必要な事項

一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもについては、警察からの通告又は送致を受けて一時保護することとなるが、当該一時保護の期間においては、児童相談所における各種調査・診断を経た上で、支援の内容を決定することが必要である。

### 5 安全対策

火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成する。実際の訓練は、特に子どもの入退所が頻繁であるため、毎月1回以上実施する。

避難計画の作成に当たっては、少人数勤務となる夜間について他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮を行う。

日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておく。

その他、子どもの安全の確保については、不審者への対応なども含め、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(平成13年6月15日付け雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)による。

### 6 無断外出への対応

一時保護所からの無断外出は子どもの最善の利益を損なうことにもつながりかねないものであり、児童相談所としても、できる限りこれらの防止に努める。

一時保護中の子どもが無断外出したときは、児童相談所職員が自らその子どもの発見、保護に努めるとともに、保護者その他の関係者に連絡し可能な限り捜索する。また、必要に応じ警察署に連絡して発見、保護を依頼する。一時保護を解除する場合においても原則として保護者等の了解を得てから行い、一方的な一時保護の解除は避ける。

一時保護中の子どもが無断外出し、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、子どもの福祉を十分勘案し、いずれが移送あるいは引取りをするかを決定する。原則として、元の児童相談所が現に子どもの身柄を保護している児童相談所に引取りに行くことが望ましい。

#### 7 観察会議等

職員は業務引継ぎを適切に行い、その担当する子どもの状況について十分把握する。

原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々の子どもの行動観察結果、聴取できた子どもの意見、そこから考えられる子どもの行動の背景、それに基づく一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。

なお、観察会議には、原則として担当の児童福祉司や児童心理司等も参加する。

#### 8 他の部門との連携

一時保護中に児童福祉司、児童心理司、医師等による子どもの面接、検査等が行われる場合も多いので、日時等について十分打ち合わせをしておく。また、子どもの行動観察、生活面のケア等についても十分な連携を行う。

### IV 委託一時保護

#### 1. 委託一時保護の考え方

乳幼児の一時保護については、子どもの状態に応じて、可能な場合は里親への委託を検討するが、緊急保護のため委託先の里親が即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、施設への委託を検討する。

学齢以上の子どもの場合は、子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、里親、施設を選択することが必要である。

このほか、次に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、その子どもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者（児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員など）に一時保護を委託することができる。この場合においては、受理会議等で慎重に検討し決定する。

- ・ 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくることが著しく困難な場合
- ・ 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行う

### ことが適当でないと判断される幼児の場合

- ・ 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合
  - ・ 非行、心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、児童心理治療施設あるいは医療機関などより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
  - ・ これまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合（例えば、その子どもが住んでいる地域の里親・児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員などに委託することが適当な場合）
  - ・ 現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置が行われている子どもであって、里親等や他の種類の児童福祉施設等あるいは専門機関において一時的に支援を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
  - ・ その他特に必要があると認められる場合
- また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、法第28条第1項又は第33条の7の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、里親等、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。
- ・ なお、現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置が行われている子どもを他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関に委託一時保護する際には、措置を解除又は停止した上で委託する。

## 2 委託一時保護の手続等

### (1) 委託一時保護の手続

委託一時保護については、相談・指導部門が措置部門等の協力を得て行う。

具体的委託先の選定に当たっては、環境、設備又は子どもや保護者の状況等を十分勘案し、その子どもに最も適した者を選ぶことが必要である。

委託期間については、一時保護の原則として必要最小限度の期間とし、一時保護所に入所する場合と同様に、定期的にその必要性を確認とともに速やかに他の支援等を行う。

委託一時保護を行うに当たっては、委託の期間等について保護者、委託先に通知する。委託一時保護を解除した場合も同様である。また、委託一時保護決裁簿を備え付け、子どもの氏名、生年月日、住所、委託理由等を記載しておく。委託先に対しては、上記通知のほか、一時保護が必要な理由、委託が必要な理由、子どもへの説明内容と子どもの意向、子どもの性格や特性、親子関係、同年齢の子どもとの関係など、十分な情報提供を行

う。

## (2) 保護者等との面会交流

委託一時保護における面会場所や面会手段については、子どもや保護者の状況を踏まえ工夫する必要がある。特に里親については、里親支援事業の面会交流支援等の活用も含めて検討する。

なお、頻繁な面会や家族再統合に向けた親子関係再構築支援が必要な場合は、その対応が可能な里親を選択すべきであり、適切な里親がない場合は、児童養護施設等への委託一時保護を選択する。

## V 一時保護生活における子どもへのケア・アセスメント

### 1 一時保護時のケア・アセスメントの原則

一時保護のケアは短期間のケアであるが、その大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことである。しかしながら、過酷な環境で生きてきた子どもは安全に守られても、安心感が持てないことが多い。また、安全に守ろうとしている人を信頼できないことも少なくない。子どもにとって安心できる距離で関わる必要があるとともに、子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解し、時には、子どもの大人に対する怒りを受け止めなければならない。

職員が常に見える場所にいっていつでも子どもが話しかけられる状態とする、職員が適切に目配りをするなど、「子ども自身がここでは守られていて安心できる」と感じられる場とすることが必要である。

特に、一時保護は子どもにとって、環境の急激な変化により、非常に不安な状態であることが考えられ、子どもが何らかの行動の問題を呈している時には、その背景を理解し、一緒に考えることがアセスメントの根幹をなすことも少なくない。子どもの行動はそれが問題のあるものであっても、それを子どもからのSOSと受け止め、子どもへの理解を深めるきっかけにしなければならない。

このような一時保護のケアは専門性を必要とするものである。短期間でこのような対応を行い、今後の支援の方針を決めていくため、子ども自身が家庭状況に対する子どもの認識や希望を聞き取り、それらを十分に考慮しながら分離・喪失体験への反応の理解、心的外傷の反応の理解、アタッチメント問題の理解、学習した不適切な認知や行動パターンの理解、それまでに子どもを支えてきた資源の理解等を踏まえて、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力が求められる。大人を信頼しない子どもとの関わりはケアを提供する側の無力感や怒りを生み出すことも少くないが、そうした心理や反応を意識しておかないと、子どもの権利を侵害する危険に陥ることを十分認識しなければならない。

また、一時保護から保護者の元に帰る子どもにとって、一時保護された場所が、家庭生活で虐待などの問題が再発した場合には助けを求めることができる場となるよう、子どもが信頼感を持つことができるようなケアを提供しなくてはならない。

## 2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア

### (1) 背景情報の収集

子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、それまでの成長・発達の状況等を十分把握する必要がある。特に、一時保護所や一時保護専用施設では集団養育となるため、感染症など健康状態に関する情報は欠かせない。家庭・保育園・幼稚園・学校での感染症者との接触に関しての情報もできるだけ収集する必要がある。

中には保護者から十分な情報が得られないこともあるため、子どもに直接確認できることがあれば聞いて情報を確認する。

### (2) 一時保護された子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア

保護者等の下で生活していた子どもが家庭や地域社会から離れ、一時保護される場合、児童相談所は、一時保護所などへの入所後も関係者からの適切な支援を一貫して受けることができ、子どもが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した支援を行うことが求められている。

保護者による虐待、非行、保護者の疾病・死亡・行方不明など一時保護に至る背景には様々な理由があるが、子どもにとっては家庭や学校など慣れ親しんだ環境の急激な変化であり、子どもに及ぼす影響は大きく、多くの場合ショックを受けたり、怒りや悲しみを感じている状態である。

一時保護の場への移行を余儀なくされた子どもの心理としては、次のような不安などがあると考えられる。

- ・ 保護者や友人などと共に生活できなくなる不安（分離不安）
- ・ これから先、誰も世話をしてくれないのでないかという不安（見捨てられ不安）
- ・ 自分はこの先どうなるのだろうという不安（見通しが持てない不安）
- ・ 新しい場所で新しく関係を持つ人に受け入れられるのかという不安（新たな関係性に対する不安）
- ・ 自分が変わること・変わらないのではないかという不安や抵抗（自己変容への不安）

そのため、一時保護における、子どもに対する関わりで大切なことは、「子どもの不安を軽減し、解消すること、子どもが安心すること」ができる

るよう子子どもの気持ちに寄り添い、支援することである。つまり、一時保護先での不安や一時保護に対する怒り、悲しみについて、共感的に受け止められたと実感できるように傾聴することが大切である。

### (3) 子どもに安全感・安心感を与えるためのケア（心理教育、権利教育等）

子どもに安全感・安心感を与えるためのケアや関わりを最優先すべきである。虐待を受けるなど、心に傷を負う体験がある子ども等には以下のようなことが起きても当然であることを職員は認識した上で、そのことを、子どもの年齢や特性を踏まえて丁寧に説明する。併せて、職員はその解決を図る人であることを子どもに理解してもらい、そのような状況が起きたようになった場合は必ず職員に声をかけるよう伝えておく。また、リラクゼーションの方法を教えるなどにより、子どもが不安に対して自分で対処できる方策を身に着け、取り組んだことが解決につながっていくと実感できる支援により、子どもがエンパワーされることが大切である。

- ・ 一時保護になったことが自分のせいであると考えがちなこと
- ・ ある言葉を聞いたり、ある状況になると、昔の怖かったことがフラッシュバックして頭が真っ白になって暴れてしまったり、暴力を振るってしまうこと
- ・ 自分を傷つけたくなってしまうこと
- ・ 怖い夢を見てしまうこと
- ・ 聞こえるはずのない声が聞こえたり、誰かがそばにいるように感じてしまうこと
- ・ 自分がしたと指摘されても覚えていないこと
- ・ 突然理由もなく怖くなったり、泣きたくなったりすること

これらの症状の程度によっては、児童心理司、医師などによる、安心できる部屋での面接、認知行動療法や遊戲療法などを念頭に置いた、子どもの年齢に応じた治療やケアが必要となることから、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行う。

また、一時保護された全ての子どもに対し、子ども自身が持っている権利及びその権利が守られるべきであることや、守られない場合の場合は、職員や第三者に相談ができる具体的な連絡先や方法などを、子どもの年齢や理解に応じて説明を行うなどの権利教育を行う。

### (4) 一時保護の理由や目的の説明

一時保護の理由や目的などを説明する際に、一時保護は子どもが安全で安心できる場所を提供し、その後の安全・安心な生活を作っていくことが目的であることを分かりやすく説明する。

その子どもの発達年齢に応じた丁寧な説明が必要であるが、子どもに

よっては落ち着いて話を聞けない子どももいる。タイミングを見計らって、上手に伝える技術が求められる。非行等の行動上の問題による一時保護の場合は、上記のような安全を守りたいという気持ちとともに、子どもが行動上の問題をしなくて済むような方法を一緒に考えていくことが目的であることを付け加える。

さらに、子どもから聞いた話は、原則として他の職員や担当児童福祉司が共有することなどを説明する。

#### (5) 先の見通しに関する説明

いつまでどのような生活をするのかを、子どもの年齢や状況に合わせて伝えることは、子どもの不安をできるだけ少なくすることにつながる。子どもに一時保護の目的を理解してもらうと同時に、一時保護所や委託先の施設等の中を案内しながら、そこで生活について丁寧に伝えることも大切である。加えて、そこでの生活がおおむねどの程度の期間となるかも、子どもが理解できるようできるだけ具体的な見通しを伝えることが望ましい。こうした見通し等に関することは、一時保護中においても定期的に伝えるとともに、継続の手続を行っている場合にも子どもが理解できるよう伝えることが望ましい。

### 3 一時保護中のケア

#### (1) 個別ケア

一時保護中の子どものケアの大前提是個別ケアである。日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、それぞれの背景が全く異なるところから保護された子どもたちに対して、子どもの状態や背景を踏まえず、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきである。例えば、本人の安全を守るために外との連絡を制限する場合などには、子どもに十分説明をして行うべきである。

一時保護所や委託一時保護先の施設や里親において定めた一定のルールやスケジュールの中で共に生活し、子どもの一日の生活やその背景を把握することは、一時保護として重要なアセスメントにつながる。例えば、食事の時間が家庭での時間と全く異なるため、時間を合わせることが困難であることや、ネグレクトされた子どもの中には3食を家族と食べる習慣はなく、戸惑いを感じることなどが考えられる。そのような場合、子どもの状態に応じて最初は個別で食事を取ることとし、徐々に一緒に食事を取る楽しさを伝えていくなどの対応が必要となる。

#### (2) 家から分離された特別な環境であることへの配慮

子どもによっては不安で寝付けない、ホームシックで気持ちが不安定

になることも考えられる。そのような場合には、子どもが愛着を感じるぬいぐるみやタオルなど安心感につながるものを持ち手元に置くなどの配慮が考えられる。一方、アタッチメントに問題のある子どもはその場その場での刹那的適応を行うことがあり、自分が帰属している家庭への思慕が見られないこともあるが、こうした状態を把握することはアセスメントの重要な基本になる。

### (3) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等

子どもの保護者への感情は複雑であり、保護者を大切に思う言葉の裏に怒りがあることや、保護者に対して怒りの言葉がある裏に思慕の思いがあることがある。また、一時保護に至る過程で家族に起きたことは自分のせいだと思っている子どもは少なくない。このように子どもは常に家族のことを気にかけているため、一時保護中も状況に応じて家族に関する情報を提供する。担当児童福祉司は家族に対する支援や対応に関して、子どもの年齢に応じた説明を行い、その説明を一時保護所や委託一時保護先施設の職員や里親も共有する。

家族との面会等に関しては、子どもの安全と安心を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要がある。また、子どもの意見を十分に聴取し、面会等を拒否してもよいことを伝え、拒否することによる保護者の反応を不安に思っている子どもには安心感をもたらすケアが必要である。その際には、現状や今後の見通しについて子どもに説明し、子どもの不安の軽減や疑問に答えるようとする。

児童相談所として面会等を制限する場合には子どもにその説明をしっかりと行う。

### (4) エンパワメントにつながるケア

一時保護につながる子どもたちの中には、自己評価が低く、自尊感情が持てない子どもも少なくない。また、自分の思いを自分から表現することが少ない子どもも多い。一時保護のケアの中で、「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でもメッセージとして伝える必要がある。表現の機会を多く作り、それが受け止められる体験を通して、自己表現を促すこと必要である。

### (5) 子どもの被害の可能性に配慮したケア

一時保護を受けている子どもの中には暴力や暴言を受けている子どもが少なくない。性的な被害を受けている子どももいる。また、発達障害の傾向があつてコミュニケーションの問題がある子どもも存在する。しかし、一時保護の段階ではこれらが全て明らかになっていないこともあることから、全ての子どもが被害を受けている可能性があること、コミュニケーションに問題がある子どもがいる可能性があることを考えて、通常

以上に配慮したケアを行わなければならない。

子どもが混乱して暴れてしまい、それを抑制する必要がある時など、どうしても身体接触が必要な時には、できるだけ同性の職員が対応する。身体接触を要する場合は、同性の場合でも複数の職員で対応することが望ましい。

#### (6) ケアを通じたアセスメント

子どもと職員の関係や、生活の一つ一つへの反応などを通して、子どもの行動の背景を考えることが最も重要なアセスメントとなる。

特に、一時保護の職員においては、関わりながら行動観察による子どもの全体像の把握を行っていくことが重要であり、こうした状態像に至った背景として家族の状況や生育歴、身体的成長の状況などの情報も必要となる。

アセスメントに際しては、職員が一人で把握するのではなく、チームで情報共有しながら行うことが必要である。その際には、子どもをケアしていく中でその子どもを共感的に理解しようとして、子どもの発達段階や抱える問題などを知り、アセスメントにつなげていくことが必要である。

特に、虐待やネグレクトなどの不適切な養育を受けてきた子どもは、その体験が基となり、心的外傷関連の障害やアタッチメント関連の障害として、子どもの日常生活において、感情の調整障害や自傷行為、対人関係の歪んだパターンなど、いわゆる「問題行動」として表出されることがある。子どもが「問題行動」を表出した際には、心的外傷に係る体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味することが、子どものアセスメントに有効となる。

また、行動観察では、日常生活を子どもと共にするなかで、子どもに積極的に関わりながら、子どもの言動、認知、感情、関係性などの特徴を把握することが必要となる。

不適切な養育体験のある子どもたちの中には、日課とされる行為を適切に行なうことが困難な子どもも少なくない。職員は、「子どもが日課にしたがって生活できない」という事態に寄り添い、子どもと共にその「意味」を読み解くことが必要である。例えば、ある子どもは、食事の時間が近づくと不穏な状態となり、食卓での他の子どもとの激しいトラブルが頻発したが、職員が個別に関わり、丁寧に対応することによって、この子どもが家庭内で「食事作法のしつけ」と称する激しい暴力を保護者から受けたことが明らかとなった。また、別の事例では、入浴時になると激しい行動上の問題が生じる子どもが、自宅の浴室で継父から性虐待を受けていたことが明らかになった。なお、この事例では、子どもの一時保護の理

由は父母間のDVの目撃であり、このエピソードがあるまでは性虐待は疑われていなかつた。

このように、一時保護では、子どもに対する丁寧で温かい生活支援を提供しながら、子どもとの細やかなやりとりを通して、過去の経験や家族関係を含めた子どもの理解を行うことになる。

#### (7) 子どもからの生育歴の聴取

子どもの生育歴は、周囲の大人や保護者から聞き取るだけではなく、子ども自身から生育歴や家族歴を聞き取ることで、他の機関や保護者から得られなかつた、重要な情報を得られることがある。

こうした子どもからの生育歴の聞き取りを行う際には担当児童福祉司や児童心理司などと、誰がいつ、どのように行うか等を検討した上で行う必要がある。

子どもからの聴取については、職員が、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進められることが基本となる。こうしたやりとりにおいて、子どもが職員に苦しみや不安などの否定的な事柄を話すようになるには、子どもが「この人は私のことを心配してくれていて、なんとか助けようとしてくれている」と認識していることが重要である。職員は、こうしたことを見頭に、日々の生活で子どもに関わり、またこうしたやりとりにおける応答に細心の注意を払う必要がある。子どもとのやりとりでは、特に被害事実に関する場合、誘導や暗示となる応答に注意し、子どもの自発的な話の聞き取りを心がける。

こうした手法については、司法面接のトレーニングやそれに類した面接技法の研修を受けることも考えられる。

### 4 特別な配慮が必要な子どものケア

#### (1) 性被害を受けた子ども

性被害を受けた子どもは様々な症状や心的外傷の反応、他者との適切な距離に関する問題を抱えていることがある。そのため、性被害を受けた子どもに関しては一時保護の初期は個室を提供し、人間関係に不安を感じたときには個室に入ることができるようにするべきである。また、性被害を受けた子どもの症状等への対応、心理教育や性教育を含む安全教育は子どもの状態により適切に行わなければならない。

ただし、被害事実確認面接や司法面接を予定している場合には、被害事実の聞き取りを最低限とするなど配慮する。

#### (2) 刑事告訴・告発を伴うときのケア

性被害への告発、重大被害、きょうだいの虐待死などで、警察からの事情聴取や現場検証等が行われることがある。その際には子どもの感情を

代弁し、心の傷を広げないよう配慮が必要となる。例えば、性虐待被害児の場合の事情聴取は女性の警察官に行ってもらうこと、事情聴取の場には子どものことをよく理解している職員が同席することなどの配慮を警察、検察にあらかじめ依頼する。また、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付け雇児総発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)に基づき、警察、検察を含めた三機関での連携を検討する。

児童心理司、虐待等の問題に詳しい医師などの専門家と十分に協議し、子どもの不安を軽減させるため、事情聴取や現場検証などこれから起きることを、子どもに対して十分に説明することも有益である。また、そのような体験で起きがちな心理反応等を含め、児童福祉司や、生活支援を行う人、医師などチームで子どもの反応へのケアを行う必要がある。

### (3) 重大事件触法少年

特に重大事件の場合はメディア対応に加えて、他児との関係に関して配慮が必要である。また、事件を起こした子どもは起こした事件の重大さからかなりの混乱した状態にあることも稀ではない。まず、刺激の少ない部屋で、安心させる対応が必要となる。専門的な支援が必要となる場合などもあることから、事件の内容、子どもの状態などに応じて、初期から専門家のバックアップチームを作つて対応することも求められる。

## 5 特別な状況へのケア

### (1) 他害

職員や他児への暴力や著しい暴言があった時は、逸脱行動には毅然と対応しつつ、そこに至った心理的状況や、どのようにしたら他害につながる行動を止めることができるかを子どもと一緒に考えることも重要である。

何が逸脱行動の刺激になっているのかを子どもの感情変化とともに考えていく必要があり、それが子どものアセスメントにもつながる。

### (2) 性的問題への対応

一時保護所における子どもの性的問題には、一時保護所で性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応、在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応、性的虐待・性被害を受けた子どもが入所してくる際の対応などがある。

様々な背景要因を抱える子どもたちと関わる職員が、子どもの性的問題を理解した上でその行動の見立てを行い、適切な対処を多職種で検討することが重要である。

## ア 性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応

### (ア) 性的問題行動・性加害の背景要因

児童福祉施設内での性的問題行動・性加害は、以前に被害を受けた子どもが加害に回る被害加害の連鎖のケースもある。虐待などの背景要因を抱えた子どもたちが入所している一時保護所でも性的問題行動が起りやすいことを職員が理解して関わる必要がある。

### (イ) 予防

一時保護所では、入所当初に具体的な身体的部位の名称や役割も教えるながら、「水着着用時に隠れる場所」を「プライベートペツ」とし、プライベートペツのルールや人との距離感、身体接触のルール等を教えることも有効である。

### (ウ) 性的問題行動が起きた時の対応

万一一時保護所の子どもの中で性的問題行動が起きた場合は、まず、子どもたちを分離する。子どもたちにやってはいけないこと（プライベートペツのルール違反）であることをもう一度教え、他の子どもたちと親しくするのは別の方法があることを伝える。

### イ 在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応

一時保護をする場合、以下のような対応を行う。

#### (ア) 児童福祉司、児童心理司、保健師、医師などの医療職、一時保護所職員でカンファレンスを開き、子どもが行った性的問題行動の内容やその背景要因を共有し、一時保護期間に誰がどんな内容の評価や支援を行うのか、個別処遇にするのか集団に入れしていくのか、監督はどの程度必要か等を話し合う。

#### (イ) 子どもの問題に応じた治療教育、性教育などの支援を行い、他の子どもと合流する場合には、他の子どもとの関係性も評価する。

#### (ウ) 一時保護中の面接、行動観察などを検討し、今後の支援内容を決める。

青春や援助交際等の性的問題行動がある子どもについては、これまで大切にしてもらえた経験が少なく、自分を大切にできない子どももいることから、自分が大切な存在であることが実感できるように生活できることが重要である。一時保護所職員、児童福祉司、児童心理司、医師などとの面接、規則正しい安全が守られている生活自体が治療的に働く。

### ウ 性的虐待、性被害を受けた子どもへの一時保護中の対応

中には不眠、フラッシュバックなどの PTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状を持っている子どももいることから、そのような訴えや症状

が見られれば、一時保護所職員や児童心理司、医師などに早めに報告する。

警察による事情聴取や検察官の面接がある子どももあり、面接等が行われた後不安定になることもある。児童福祉司、児童心理司、医師などと協力して子どもの不安を軽減し、丁寧なケア、フォローを行う必要がある。

### (3) 自傷

一時保護される子どもには、自傷行為がみられることがある。自傷行為については、悩みやストレスのほか、虐待、精神疾患や発達障害など、様々な背景が考えられるため、医師など医療職も含めて丁寧にアセスメントを行い、それぞれに応じた対応を取ることが必要である。虐待を受けた子どもは、自己肯定感の低下が背景にあることや、解離症状の一部であるなど、自傷行為への気づきが、子どもの背景を理解し、ケアを充実させることにつながる。

### (4) 無断外出

#### ア 無断外出の発生予防

無断外出については、発生予防が重要であるが、子どもが一時保護についてある程度納得できるようになるまでには時間が必要であり、子どもの状態や特性などについて一時保護先の養育者間で情報を共有し、連携して未然防止に努めることが必要である。

#### イ 無断外出発生時の対応

一時保護中に、無断外出などの行動上の問題が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちも含めて適時適切に対応することが求められる。

#### ウ 無断外出した子どもが保護され、帰ってきた場合の対応

職員は、子どもの顔を見て「良かった、安心した」といったメッセージをかけ、温かく迎え入れ、帰っててくれた喜びを伝えることが大切である。

そして職員は、無断外出などの行動上の問題は子どもからの必死なサインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、様々な感情を受け止めていくことが必要である。

こうした対応をとる際には、無断外出などの行動化をしている子どもに対して、主体的に自分の行動をコントロールできることを支援したいということを常に伝え続けることが大切である。

このような無断外出などの行動上の問題に対して、作業や運動などを罰として科すといった対応をとるべきではなく、支援の過程を通し

て、子どもが失敗したが成長できたといった成長感や自己肯定感につなげるような支援を展開することが重要である。

## 6. 一時保護解除時のケア

一時保護解除により、子どもは、一時保護で新たに構築した人間関係を失うこととなり、最初に抱いた不安・怒り・悲しみの再現につながることもある。子どもが見通しを持てるよう、解除について伝える時期についても、十分配慮しなければならない。関わった職員が、子どもを大切に思う気持ちを伝えるなどの丁寧なケアが重要である。

### (1) 家庭復帰の場合

一時保護中に、保護者の疾病の回復や親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、他に養育・支援上の問題がなければ、児童相談所は子どもの家庭復帰の準備をすることになる。

一時保護中は児童福祉司・児童心理司は一時保護所や一時保護専用施設の職員、委託一時保護先里親とチームを組んで、子どもの持つ家族像を含めた子どもへのアセスメントを行う一方で、市区町村とも連携して家族のアセスメントを行い、子どもが家庭に帰った時に備えて、要保護児童対策地域協議会を活用し地域にセーフティーネットを構築しておく。

児童相談所を中心としたチームは、家庭復帰のための準備としてどのような支援が必要なのか、虐待や非行などの問題の再発生リスクの把握、保護者に対する支援の効果、特に子どもに安全な家庭環境を提供できるように改善したのかどうか、関係機関や地域による継続的な支援体制の確保、これまで生活してきた一時保護先での子どもへの養育・支援の効果など多方面からのアセスメントを踏まえて、関係機関と協議をして復帰後の支援計画を立て、家庭復帰後に子どもとその家族を支援していくための地域サポートシステムや相談支援のあり方について確認しておく必要がある。

その際、児童相談所を中心としたチームは、子どもの家庭復帰への期待と不安といった相反する感情などの心理状態、あるいは保護者や家族の心理状態に対して配慮しつつ、子どもや保護者の意見を聴取しながら復帰時期、復帰後の生活等について検討することが重要である。その上で、必要に応じて面会や家族面接を行うなど、家庭環境を無理なく調整しながら、子どもにとって最も良い家庭復帰方法を考える必要がある。

特に、家庭復帰すると児童相談所等からの支援がなくなるのではないかという心配や不安を持つ子どもも少なくないことから、子どもに安心感を持たせるために、家庭復帰後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝える必要がある。

また、復帰の際には、子どもが年齢に応じてSOSが出せるようにエンパワメントすることが重要である。例えば、低年齢の子どもには保育所や幼稚園の職員へのSOSの出し方や、小学生以降の子どもでは児童相談所全国共通ダイヤル(189)の使い方を練習させておくなどの対応もしておくことが考えられる。

### (2) 里親や施設等に措置する場合

子どもが家庭に帰れない場合、その理由、今後の生活の見通し、家庭復帰計画の状況などを十分に伝え、子どもが納得できるよう、時間をかけて疑問に答える必要がある。

その際、子どもが安心感を持てるよう、子どもと里親や施設との交流を深めながら子どもの受け入れ態勢を整えることも考えられる。このため、可能な場合は委託、入所予定先の職員が訪問することや、子どもが訪問することなども考えられる。

また、施設のパンフレットやホームページ等を用い、施設での具体的な生活、行事、約束事、地域の様子等を子どもと共に見ながら話し合い、一時保護の生活の場から新たな生活先にどのようなことを伝えたいか伝えてほしいか、子どもと話すことの大切である。例えば、食べ物の好き嫌い、趣味や好きな遊び、得意なこと、衣類の好み、これから希望する呼ばれ方等について伝える方が良いことを提案することが考えられる。

さらに、新たな生活先からは、「あなたが来てくれるのを心待ちにしている。」「あなたと共に過ごしていくことを楽しみにしている。」といった歓迎のメッセージを伝えてもらうよう配慮することが必要である。

特に、里親等への委託までには、子どもの気持ちや状態に十分配慮しつつ、交流を深めていくなど、丁寧に子どもの関係調整を進めていくことが必要になる。

なお、この時期から、里親や施設職員は、可能な限り、保護者と子どもの養育についての情報を共有するなど、常に連携・協働できる関係作りを進めていくことが必要である。

### (3) 情報などの引き継ぎ

一時保護中に得られた子どもが生活し生きていくために必要な大切な情報(生育歴、強み・長所、継続的な取組等)や大切にしているものなどについては、丁寧に分かりやすく引き継ぐことが必要である。

別添1 (様式例) <一時保護決定通知書>

発第  
年月日

殿

児童相談所長

あなたが保護者となっている下記の児童を児童福祉法第33条の規定  
により〔  
一時保護  
一時保護を委託  
〕しましたので通知します。

記

児童氏名	男 年月日生 女	措置番号 号
住 所		
一 時 保 護	場所 所在地	名称
	年月日	年月日
	一時保護を開始する理由となつた具体的な事実の内容	
備考	1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、○○県知事に対して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、○○県を被告として（訴訟において○○県を代訴する者は○○県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません。（児童福祉法第33条） 4 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護、教育及び惩戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。（児童福祉法第33条の2）	

(注) 一時保護を開始する理由となつた具体的な事実の内容については、児童福祉法第33条第1項に規定する一時保護の目的に照らして具体的に記載すること。

## 別添2 (様式例)

受付印	<b>家事裁判申立書</b>	
事件名(引き続いての一時保護の承認)		
(この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。)		
収入印紙	円	
予納郵便切手	円	
(貼った印紙に押印しないでください。)		

家庭裁判所 御中	申立人 (手続代理人など) の記名押印	印
平成 年 月 日		

申立人	住所	電話 ( )	
	連絡先		
手続代理人	住所	電話 ( )	
	連絡先		
児童	本籍 (国籍)		
	住所	電話 ( )	
	フリガナ 氏名	平成〇〇年〇月〇〇日生 (〇歳)	
	フリガナ 氏名	平成〇〇年〇月〇〇日生 (〇歳)	
親権を行う者 未成年後見人	住所	電話 ( )	
	連絡先		
	フリガナ 氏名	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 〇〇年〇月〇〇日生 <input type="checkbox"/> 平成 (〇歳)	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 監護者
	住所	電話 ( )	
現に監護する者	連絡先		
	フリガナ 氏名	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 〇〇年〇月〇〇日生 <input type="checkbox"/> 平成 (〇歳)	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 監護者
	住所	電話 ( )	
	連絡先		
	フリガナ 氏名	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 〇〇年〇月〇〇日生 <input type="checkbox"/> 平成 (〇歳)	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 監護者

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。

## 申立ての趣旨

児童について、申立人が平成〇〇年〇月〇〇日以降も引き続き一時保護を行うことを承認する。  
との審判を求める。

## 申立ての理由

### 1 当事者等

#### (1) 児童

氏名	年齢	学校名及び学年、又は職業	備考

#### (2) 児童の家族（児童と同居している者に加え、事案に応じて別居家族を記載）

姓 名	統柄	氏名	年齢	職業又は学校名	同居・別居の別	備考
□					□同居 □別居	
□					□同居 □別居	
□					□同居 □別居	
□					□同居 □別居	
□					□同居 □別居	
□					□同居 □別居	

### 2 一時保護

#### (1) 一時保護を開始した日

平成〇〇年〇月〇〇日

直近の引き続いての一時保護の承認の審判事件

あり

なし

事件番号：〇〇家庭裁判所平成〇〇年（家）第〇〇号

承認の審判確定の日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

#### (2) 当初の一時保護の必要性

##### ア 当初の一時保護の目的（複数選択可）

児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る目的

児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する目的

##### イ 当初の一時保護の理由（複数選択可）

安全確保・緊急保護のため

棄児、迷子、家出した児童等適当な保護者又は宿所がなかったため

- 虐待, 放任等により児童を家庭から一時引き離す必要があったため
- 児童の行動が自己又は他人の生命, 身体, 財産に危害を及ぼしていた, 又は及ぼすおそれがあったため
- 警察から児童について, 児童福祉法第25条に基づき通告又は少年法第6条の6第1項に基づき送致があり, 保護する必要があったため
- その他 ( )
- アセスメント(状況把握, 行動観察等)のため
- 短期入所指導のため
- その他 ( )

### 3 引き続いての一時保護の必要性

#### (1) 現時点における一時保護の必要性

- 当初の一時保護の目的・理由は, 現時点においても継続して認められる。
- 事情の変更があり, 当初の一時保護の目的・理由とは異なる目的・理由が認められる。
- (異なる目的・理由 : )

#### (2) 一時保護継続の理由 (複数選択可)

- 調査継続中
  - 児童に対する調査
  - 親権者又は未成年後見人に対する調査
  - その他関係者等に対する調査 ( )
- 児童の家庭復帰に当たり協議中
  - 親権者又は未成年後見人と協議中
  - その他関係機関等と協議中 ( )
  - 児童に対する短期的な指導を継続中
- 親族等による引取りに当たり協議中
  - 親族等と協議中 ( )
  - 親権者又は未成年後見人と協議中
  - その他関係機関等と協議中 ( )
  - 児童に対する短期的な指導を継続中
- その他 ( )

### 4 親権者又は未成年後見人の意に反すること

親権者又は未成年後見人 ( ) は, 平成〇〇年〇月〇〇日, 児童について, 引き続ぎ一時保護を行うことにつき, 申立人に対し, 意に反することを明らかにした。

### 5 小括

よって, 申立ての趣旨欄記載のとおりの審判を求める。

## 添付書類

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 児童の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）              | 通 |
| <input type="checkbox"/> 親権者、後見人、現に監護する者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） | 通 |
| <input type="checkbox"/> 児童相談所長の在職証明書（写し）                | 通 |
| <input type="checkbox"/> 申立てに係る報告書                       | 通 |
| <input type="checkbox"/> ( )                             | 通 |

## 申立てに係る報告書

平成 年 月 日  
〇〇 〇〇印

## 申立て事案の概要・一時保護に至った経緯・一時保護の必要性

- \* 申立て事案に係る児童、親権者（未成年後見人）等の概況、申立書で選択した当初の一時保護の目的・理由の具体的な内容、経緯等を記載

---

---

---

---

---

## 一時保護後の調査・支援の経過

- \* 児童、親権者（未成年後見人）等に対する調査・支援の内容、その結果等を時系列に沿って記載



児童の状況（一時保護中の様子を含む。）・意向

\* 児童の健康状態、成長・発達の状況、一時保護中の様子、一時保護継続に対する児童の意向等を簡単に記載

親権者（未成年後見人）・家族の状況・意向

\* 親権者（未成年後見人）・家族の状況、家庭環境や一時保護継続に対する親権者（未成年後見人）・家族の意向等を簡単に記載

関係機関の状況・意向

\* 関係機関の関わり・支援の内容、一時保護継続に対する関係機関の意向等を簡単に記載

引き続いての一時保護の必要性

\* 申立書で選択した一時保護継続の必要性・理由の具体的な内容を記載

今後の支援の見通し（期間も提示）

\* 今後の児童、親権者（未成年後見人）、関係機関等に対する調査・支援の内容、必要な期間の見込み等を簡単に記載

以上

# 乙 第 10 号証

第2章 福祉の措置及び保障

児童福祉法

§33 [吉田恒雄]

(参考条文) 本法 6 条・17 条・26 条 1 項・27 条 1 項・4 項・27 条 3 項・4 項・27 条 3 項・3・28 条・29 条・32 条 1 項・33 条の 2・33 条の 3・33 条の 6・47 条・48 条・規則 35 条・憲法 35 条 1 項・行審 5 条・6 条・37 条 1 項・民 818 条・838 条・少年 17 条 3 項・警察官職務執行法 3 条 3 項・家庭規 74 条 1 項・児童の権利に関する条約 9 条 1 項・12 条・28 条 1 項

## (1) 緊急保護

- ① 葉児や家出をした児童などで、現に適当な保護者や宿所がないため、その児童を緊急に保護する必要のあるとき。
- ② 居候や放任などにより、その児童を保護者から一時的に引き離して保護する必要のあるとき。とくに、被虐待児童の保護には一時保護の積極的活用が求められる(平 9・6・20 厚労省児童家庭局長通達)。
- ③ 児童が自己または他人の生命・身体・財産などを害し、もしくは害するおそれのあるとき。

## (2) 行動觀察

児童について、適切かつ具体的な処遇方針を決定するために、子どもを一時保護して、その児童の行動を観察し、生活指導を行ふ必要のあるとき。

## (3) 短期入所指導

心理療法、カウンセリング、生活指導などを短期間で行うことが児童に有効であると認められるが、地盤的な事情、児童の性格、環境などから、他の方法によることが適当ないと判断されるとき。

## 2 一時保護の處遇上の理念——「必要と認めるとき」の意義

一時保護は、児童の権利のほか親の権利も制限することから、一時保護の目的達成に必要な最小限の期間と方法によらなければならない。すなわち、「必要と認めるとき」は、限定的に解する必要がある。とくに、一時保護が当事者の同意または家庭裁判所の承認を必要とされないと解されていていることから、一時保護が前記の目的以外の目的に利用されることのないよう、十分に留意されなければならない。

【改訂】 ① 名古屋家政附 49・3・7 判時 749・117 判タ 316・304、② 名古屋家政附 49・3・20 家月 26・12・99 半時 749・119 判タ 316・304、③ 東京家政附 54・5・16 家月 32・1・166、④ 油和家番平 8・3・22 家月 48・10・168

## 【趣旨】

本条は、児童相談所長または都道府県知事が指置をとするまでの間、児童相談所長または都道府県知事が児童を緊急保護、行動觀察、短期入所指導の目的で児童相談所内で一時保護し、または一時保護を委託できることを定めた規定である。

## 【改正経過】

1 項は、本法制定以来現在に至るまで改正されていない。2 項による一時保護は、本法制定当初、「第 27 条第 1 項の措置をとるに至るまで」とされていたが、第 25 次改正により「又は第 2 項」が追加され、国立療養所等の施設への入所までの間も一時保護ができるものとされた。

立法時の本条 3 項「この法律で定めるもの外、一時保護に間に必要な事項は、命令でこれを定める」は、第 7 次改正により削除され、同内容のまま旧 33 条の 4 として規定された。第 7 次改正では、33 条の 2 および 33 条の 3 が新設された。旧 33 条の 4 は、第 42 次改正（いわゆる機関委任事務の整理合理化法）により全部改正されたが、現行の同条はまったく別の内容である。

## 【解説】

### 1 一時保護の意義および目的

一時保護とは、葉児、被虐待児童、痴呆少年などを緊急に保護し、児童の処遇方針を決定するために行動を觀察し、または短期の指導を行うために、児童相談所長

第2章 福祉の措置及び保障

児童福祉法

§33 [吉田恒雄]

または都道府県知事が行う行政処分である。

一時保護は、以下の目的で行われる（運営指針 83～84 頁）。

- ① 葉児や家出をした児童などで、現に適当な保護者や宿所がないため、その児童を緊急に保護する必要のあるとき。
- ② 居候や放任などにより、その児童を保護者から一時的に引き離して保護する必要のあるとき。とくに、被虐待児童の保護には一時保護の積極的活用が求められる（平 9・6・20 厚労省児童家庭局長通達）。
- ③ 児童が自己または他人の生命・身体・財産などを害し、もしくは害するおそれのあるとき。

## (2) 行動觀察

児童について、適切かつ具体的な処遇方針を決定するために、子どもを一時保護して、その児童の行動を観察し、生活指導を行ふ必要のあるとき。

## (3) 短期入所指導

心理療法、カウンセリング、生活指導などを短期間で行うことが児童に有効であると認められるが、地盤的な事情、児童の性格、環境などから、他の方法によることが適当ないと判断されるとき。

2 一時保護の處遇上の理念——「必要と認めるとき」の意義

一時保護は、児童の権利のほか親の権利も制限することから、一時保護の目的達成に必要な最小限の期間と方法によらなければならない。すなわち、「必要と認めるとき」は、限定的に解する必要がある。とくに、一時保護が当事者の同意または家庭裁判所の承認を必要とされないと解されていていることから、一時保護が前記の目的以外の目的に利用されることのないよう、十分に留意されなければならない。

3 一時保護の対象となる児童

児童相談所長が行う一時保護の対象となる児童は、本法 26 条 1 項の措置の対象となる児童であり（本条 1 項）、都道府県知事が行う一時保護は、児童福祉司等による指導、施設入所等の措置、家庭裁判所への送致または肢体不自由児、重症心・身障害児の医療機関への治療委託など、児童相談所長が部道府県知事の行う 27 条 1 項または 2 項の措置の範囲の全部または一部を委任されているときは（32 条 1 項）、児童相談所長は、本条 2 項の一時保護を行ふことができる。

### ■監修者紹介

佐藤 達(さとう すむ)  
新潟県立女子短期大学特任教授  
桑原洋子(くわはら ようこ)  
龍谷大学教授

### ■編著者紹介

桑原洋子  
田村和之(たむら かずゆき)  
広島大学教授

### 注釈現行法1

実務注釈 児童福祉法  
1998年(平成10年)11月30日 第1版第1刷発行  
(実務注釈 社会福祉法大系4)

進 進子  
藤 原 洋子  
原 田 和之

監 修 佐 桑 桑 田 今  
著 者 原 原 井 井  
編 者 田 村 井 井

責任者 信山社出版株式会社  
〒115-0033 東京都文京区本郷6-2-9-102  
電話 03(3910)1019 FAX 03(3910)0944  
上製本・PP配管 Printed In Japan 刊行所 信山社出版株式会社

⑤著者、1998. 印刷・株式会社 売本・謄本・謄影印刷・大三葉本

ISBN4-7972-1574-7 C3332

1574-012-120-040

# 乙第11号証

児童法33条

## (趣旨)

児童相談所長又は都道府県知事は、必要がある場合には、児童を短期間、児童相談所内で一時保護し、又は一時保護を委託することができる。一時保護の開始に当たっては、裁判所の審査を経ることなく、行政機関なりの判断で児童を都道府県知事から分離することが可能であるが、2017(平成29)年改正により、一時保護の延長に際し一定の場合に司法審査が行われることとなった。

## (主な改正経緯)

2000(平成12)年・2011年(平成23)の改正(平成12年法律第82号・平成23年法律第61号)により一時保護の期間、その更新に限定が加えられた。また、一時保護と同様とする定めとして、2007(平成19)年の少年法改正(平成19年法律第68号)により追加された少年法6条の2～6条の5が触法少年についての警察の「調査」権限を正面から認めたことにより、警察が独自に触法児童を取り調べる等ができるようになつた。

2016(平成28)年改正において一時保護の具体的な目的規定が加わり(平成28年法律第63号)、さらに、18歳以上20歳未満の未成年者につき一時保護を行うことができる場合が規定された(平成28年法律第65号)。

2017年改正では、従前、2月を超えて一時保護を行う際に、引き続き一時保護を行うことが当然児童の権利を行う者又は未成年児童へ(以下「親権者等」という)の意に反する場合において、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときに、児童福祉審議会の意見を聞かなければならないとしていたところを、「家庭裁判所の承認を得なければならぬ」とし、一定の場合の一時保護延長について司法審査を導入した(平成29年法律第59号)。

2018(平成30)年改正では、民法成年年齢引下げに伴い、成年年齢が18歳となつても引き続き18歳以上20歳未満の者に一時保護を行うことができるとの改正がなされた。

## 【解説】

### I 構造

本条1項は児童相談所長が「第26条第1項の措置を探るに至るまで」行う一時保護であり、児童相談所が25条による通告、又は警察官・家庭裁判所か

らの送致(少6条の6第1項・18条1項)を受け、児童法26条1項各号の措置の対象となる児童に対して行うものである。

本条2項の一時保護は、都道府県知事が「第27条第1項又は第2項の措置(第28条第4項の規定による勧告を受けて様る指導措置を除く。)を探るに至るまで、……児童相談所長をして行わせる一時保護であり、施設人所等の措置の対象となる児童に対して行うものである。本項の都道府県知事が児童相談所長に行わせる一時保護等は、児童相談所長が知事の行う児童法27条1項・2項の措置の権限の全部又は一部を委任されているときは、最初から児童相談所長が主体となって行うことができる(児童法32条1項)。

### II 一時保護の必要要

本条1項・2項とも、「必要があると認めるととき」に一時保護の措置が行われる。「必要があると認めるととき」とは、児童の福祉の観点から必要があると認めるとときである。一時保護はあくまでも児童の福祉の観点から行われなければならない。

一時保護は、児童の福祉のために行われる行為であるが、一時保護される児童の自由を制限するとともに、親権者等の権限をも制限する行為でもあることから、一時保護の唯一の要件である「必要がある」の解釈を無限定に広げるべきではない。一時保護の必要性は、一時保護される児童が、具体的に、児童相談所内の一時保護所又は児童相談所が委託した場所に保護される必要性であることが求められる。

2016年改正により、一時保護の目的として「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るために、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」との文言が追加された。この目的の定めは一時保護の要件ではないが、一時保護の必要性を解釈する際の指針となる。

具体的に一時保護を行う主な目的は以下のとおりである(「一時保護ガイドラインについて」[平成30・7・6子発0706第4号(令和2・3・31子発0331第4号)]「以下、「一時保護ガイドライン」という」5頁以下)。

### 1 緊急保護(児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るための一時保護)

緊急保護が必要な場合は次のようなものである。  
a 桑児、迷子、家出した児童等現に適当な保護者又は宿所がないため緊急に当該児童を保護する必要がある場合

- b 廉待等の理由によりその児童を家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を受けた児童について児童法27条1項3号の措置（同28条の規定によるものと解除する）が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が児童の引渡し又は児童との面会若しくは連絡を求め、かつこれを認めめた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた児童の保護に支障をきたすと認められる場合を含む）  
c 児童の行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす、若しくはそのおそれがある場合  
d 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から児童法25条に基づき通告のあった児童又は少年法6条の6第1項に基づき没収のあつた少年を保護する場合

## 2 短期入所指導

児童のニーズに応じた児童の行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遙隔、又は児童の性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不適当であると判断される場合も、一時保護の必要性が認められる場合である。そのような場合などに活用される短期入所指導は、「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る」との目的に合致するとともに、アセスメントにて連続する機能も有する。

## 3 アセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するための一時保護）

都道府県知事（児童相談所長）が虐待の有無、施設入所の必要性等を判断するに当たり、親子を切り離して調査しなければ適切な判断が難しいことが多く、とりわけ性虐待や代理によるミエンビハウゼン症候群は調査しなければ虐待の存在自体を明らかにできないことから、アセスメント（調査）目的の一時保護を認める必要性は高い。

従来、一時保護により、親子分離を行って虐待の有無の調査や子どもの行動調査を行うことが許されるかが問題とされてきたが、2016年改正により、「児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」との目的規定が加わり、アセスメントのための一時保護が憲法であることが文言上明らかになった。

アセスメントのための一時保護は、子どもの安全確保を目的とした緊急保護

- 後に引き続いて、又は緊急保護と並行して行われるものと、緊急保護ではないが、家庭環境等の養育環境から離れた環境下で、アセスメントを行う必要があるものとに分けられる。  
アセスメントのための一時保護においては、児童の状況等を踏まえ、児童の状況等に適した環境でアセスメントを行うことが必要である。  
また、アセスメントのための一時保護は、総合的な観点から計画的に行い、アセスメントに要する期間を保護者に伝えることが望ましい。

なお2007年少年法改正（平成19年法律第68号）において警察官による触法少年の調査手続が導入されたことに伴い、触法少年の「調査目的」の一時保護、若しくは警察への一時保護委託が許されるかが問題となる（上記1項は「保護目的」の緊急保護である）。この点、まず、同改正においては押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託（いわゆる物的調査）に限つて刑事訴訟法が準用される（少6条の5第2項）一方、少年への質問に当たっては、強制にわたることがあつてはならないとされ（少6条の4第2項）、いわゆる人的調査につき強制を認める規定は設けられなかつた点に注意する必要がある。この点を踏まえて一時保護について考えると、触法少年の調査が警察官の判断により行われるのに對し、児童法33条は一時保護の権限を児童相談所長及び都道府県知事に委ねている。後述のように一時保護は児童及び親権者等の権利を制限するものであり、このような権限を委ねられた児童相談所長等は、特別の定めのない限り、一時保護の必要性の判断を自らに与えられた権限に照らして判断すべきものと考えられる。触法少年の調査目的の一時保護は、警察官の調査に関する限り、児童相談所長等による他事考慮として許されないだろう。少年への質問は強制にわたることがあつてはならないのであり、例えば質問の際に少年を警察署に泊める必要がある場合でも強制によることは許されず、児童相談所長等による警察への一時保護委託の判断も、あくまで一時保護の必要性の観点から慎重な判断が求められる。

なお触法少年につき警察官から送致された事件に関して児童相談所長が調査する（少6条の7第1項）際には調査目的の一時保護も認められよう。

### III 当事者の意思

#### 1 媒體者等の同意

保護者や親権者等の同意は一時保護の要件ではない（児童相談所運営指針第

寒暖差による子供の感染症予防法

2006年12月5日 初版第1刷

明 勉 子 治 閣  
文 紀 貞 美  
谷 野 野 草 有  
磯 叮 水 江  
編集代號  
著行者  
發行所

印刷：株式会社トキハ  
© 2020. Tomohiro Ito, Saku Mauchin, Mariko Mauno. Printed in Japan  
<http://www.yuukabunyu.jp/>

卷之三

**[10049]** 本部の黒板標示(コピー)は、新規法上の取扱いが、整理されていい  
だ。見写さる場合は、その裏面に(一)(イ)出資者並存監督係(電話:  
02-445-8003、FAX:02-445-8004)宛ての封筒を用いてください。